

第十六回国会 大蔵委員会議録 第十四号

昭和二十八年七月三日(金曜日)
午前十時四十二分開議

出席委員

委員長

千葉 三郎君

理事淺香 忠雄君 理事吉米地英俊君
理事秀君 理事内藤 友明君

理事佐藤觀次郎君 理事井上 良二君

有田 二郎君

司君

大上 黒金 泰美君

宮原幸三郎君

本名 武君

久保田鶴松君

平岡忠次郎君

福田 春日

小川 豊明君

今泉 兼寛君

石田 正君

阪田 泰二君

河野 通一君

東条 猛猪君

平田敬一郎君

同(山田彌一君紹介) 第二三四七

号)

同(平野三郎君紹介) 第二三一四六

号)

同(生田宏一君紹介) 第二三一四五

号)

同(小平久雄君紹介) 第二三一四六

号)

同(高橋等君紹介) 第二二一八七

号)

同(平野三郎君紹介) 第二二三四九

号)

同(竹尾式君紹介) 第二二三五一号

号)

同(生田安一君紹介) 第二二三五二

号)

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として中澤茂一君が議長の指名で委員に選任された。

七月三日

七月二日 指揮発油税軽減に関する請願(山花秀司君紹介) 第二二八三号

同(尾崎末吉君紹介) 第二二一八五号

同(毛利右衛門君紹介) 第二二一八四号

同(大村利右衛門君紹介) 第二二一八五号

同(生田宏一君紹介) 第二二三一四五号

同(小平久雄君紹介) 第二二三一四六号

同(山田彌一君紹介) 第二二三四七号

同(平野三郎君紹介) 第二二三一四六号

石油関税の減免措置延期に関する請願(尾崎末吉君紹介) 第二二一八六号

同(大谷浩君紹介) 第二二三一四六号

同(新澤寧君紹介) 第二二三一四六号

同(河野通一君紹介) 第二二三一四六号

同(阪田泰二君紹介) 第二二三一四六号

同(東条猛猪君紹介) 第二二三一四六号

同(平田敬一郎君紹介) 第二二三一四六号

同(大池浩君紹介) 第二二三一四六号

同(椎木文也君紹介) 第二二三一四六号

同(黒田久太君紹介) 第二二三一四六号

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

号)

の審査を本委員会に付託された。

同(高橋等君紹介) 第二二三一四六号

同(竹尾式君紹介) 第二二三一四六号

同(生田安一君紹介) 第二二三一四六号

農業所得税に関する請願(大石ヨシ

エ君紹介) 第二二三六四号

くる、そういう場合は、その製鉄工場をつくつて行く場合の資金をいうの産業者でなくて、別の会社ができて、向うでそういういろいろな開発事業をやる場合の投資ということでありまして、内容は同じようなものであります。
○福田(赳)委員 この法案の内容としては、製品についても融資対象とするという方向なのです。しかし、輸出入銀行というのが一種の為替銀行といふふうな色彩を持びて来ると思う。今財界でも相当為替銀行をどうするかということは問題になつておりますが、その問題に關連しておる問題ですか、あるいはこれはそれとは別個に動く建前のものであるか、また今政府は為替銀行についてはどういう考え方を持つておるか、こういう点について伺いたい。
○河野(通)政府委員 第一番の輸出入銀行がプラント以外の製品に対する輸出の金融をやる場合におきまして、これが一般の市中の為替銀行と業務が競合して来ないかという点であります。この点は、非常にごもともな御質問でありますし、私どもは、輸出入銀行はあくまで市中銀行の金融を補完するということを期待はいたしておりません。従いまして、これらの製品についての輸出金融を、輸出入銀行が大幅に取扱つて行くのは、第一点は非常に長い支払い期間がつけられる場合の問題であります。

最近は御案内のように、なか／＼輸出競争がはげしくなりました。そうすると、プラントとまで行きませんが、半数以上につきましてやはり三年であるとか、五年であるとかいうような支払い条件を長くいたします競争が行われて参つております。そういたしますと、これらにつきましては、金融の対象としてまかない切れない。少くとも全額をまかなうことはむずかしいと、いうことが起つて参ります。これらの事態を救済しようというのがこの目的であります。品目につきましては、私どももこれを無制限に広げて行くつもりはないのでありますし、例をあげて申し上げますと、今問題になつておりますのは、アルゼンチンが送油管パイプを運ぶパイプを要求しております。しかしパイプは必要でないのですから、板を向うに運びまして、向うでパイプにするということになる。その板は一体プラントであるかといふことが問題になるのですが、これらにつきまして疑問がありますので、それはプラントでないかもしけれけれども、それらのものは同じよう取扱い個の例であります。これがもたしかアルゼンチンではながつたかと思いまして、ベアリングのプラントを向うにつくることが一つ、もう一点は、やはり類似の例であります。それがベアリングのプラントを向うにつくるにあたりまして、そのベアリングの材料になる特殊鋼であります。その特殊鋼を向うに送る。ところがこの特殊鋼も、ベアリ

非常に長くなる。そういうつたようなつきにおきましては、ペアリングの原材料であるその特殊鋼は、これはプラントではない、部品とも言えないわけですね。だからこれは輸出入銀行が取扱わないということでは、輸出を興して行くのに支障がある。そういうものにつきましては、これを輸出入銀行に取扱わせて行くのが必要ではないかと困つております。

なお、これから申し上げますのは、私どもまだ結論を出しておりませんが、問題になりますのは、もう一つこういう事例があります。今ペニスロンといろく、通商の約定を進めておりますが、この場合にこちらから肥料を出す、そして向うから米を入れる、しかもそれは五年という長い期間でその支払いを決済する。肥料を出して向うから米を入れる、そういうふた場合に、肥料についてはプラントでもなんでもないのだが、これを一体輸出入銀行の対象として取扱わせることがいいか悪いかの問題がある。この問題については、実は私は結論を出しておりません。しかし非常に長くなりますので、この肥料輸出についての市中の金融がない／＼つきにくいという事情があるから、法律上はそういうふうな道を開いておいた方がいいのではないか。しかし具体的にそういうものを輸出入銀行の対象にして、現実に適当であるかどうかについては、さらに検討を要すると思いますけれども、支払い条件が非常に長くて、市中銀行では金融がなかなかつかぬという場合におきましては、やはり日本で必要なものを入れるための外貨の節約にもなるのだから、

こういった場合に、金融がつかない、めに約定ができるないということでは、けませんから、必要やむを得ない場合には、そういうものについても輸出銀行の融資の対象にする道は開いておくべきではないかというふうに考えています。そういうわけで、支払い期限につきましても、品目につきましては、できるだけ私どもは制限して、十中の為替銀行との業務の競合とかいたことのないように、実際上において十分注意して行く。輸出入銀行の業務書にも、その点ははつきり書いてあります。そういうわけであります。

○福田(起)委員 それでは留保しまして、両法案に対する質問を終ります。
○苦米地委員 関連して、苦米地君。
○苦米地委員 簡単に質問をしておきたいと思います。まず、プラント輸出につきまして、非常に御配慮のあることはけつこうなことだと思います。また先般來他の輸出等についてもいろいろの御配慮があるようですが、日本が投資をし、出資をし、東南アジアなどに進出するなどということを言えども、現地においては、また他の外国においては、いろいろな色めがねをかけて見る傾向が非常に見られるのであります。そこでドライアーニーでは、これを税法の面から援助して行く、プラント輸出というようなものについて、また外国の船の注文を受けたような場合には、これを税の面で入れの競争に勝てるようく計画して行つて、まさに承知しております。この輸出入銀行法とは関係がないのでありますけれども、日本においても――これは、あるいは他の方で資本家擁護だとういうような非難はあるかもしれません、この方面で、外国の船舶の注文を受ける場合に、税金もしくは損害賠償をする。それでなければ、プラント輸出もなかなか容易でないと思いますが、こういう面から御検討になつておりますか、お伺いしたいと思います。

輸出振興のために措置したいといつてきましては、あるいは御承知を得する。そういうものにつきまして一時償却を認めますと、非常に進出がやすくなる。ただ支店を設けましては、その支店だけではなく、利益があります場合に出て参りませんが、そこに出した投資の費用が、一時償却でございますと、貿易商社全体に利益があります場合は、ほかの部分からそれだけ差引かれるということになりますと、課税も低くなつて進出しやすくなる、そういう点をねらいまして、支店設置の場合の特別償却を考慮する、これを一つ考えております。もう一つは、御承知のように外国に輸出するにつきましては特にクレームその他の契約破棄の関係からして損になる危険が多いので、普通の賃借準備金の一種の拡大になりますが、輸出につきましては、特別にそういう危険に備えるための準備金をあらかじめ積み立てる。それを積み立てました場合には、課税上の損金として扱うという技術を用意しよう、この二つの点で、昨年来通産省などいろいろ話合いまして、これはすでにまとまつて御提案をしたり、あるいは今後政令等の関係で出すことになつております。さらに一歩進みましていろいろの措置をとるかどうか、これはなかなか問題が簡単でないのと、そういう点につきましてよく検討するに値するかどうかと思ひますが、ドイツにおきましては、課税が少し日本と違つており

ますので、必ずしもドイツの税制をそのまま日本に当てはめるというわけには行かないと思います。ただししかしがら、でくるだけ課税の面におきましても、他と著しく公平を失しないところの一つの限界がございますので、そなへを配慮しつつ促進するような措置を講ずるということでお進んでおる次第でござります。

るか、今のところ私どもいたしましては、まだ具体的に結論を得ておりません。なお研究を要する問題であろうかと思います。

○苦米地委員 私は船舶の場合でも、これは輸出品であるから、輸出品として相当税金を免除し得る方法があると思うのですが、いかがでしょうか。輸出品は、小さいものについては考慮するけれども、大きな船については、輸出品であるけれども、税金で考慮できないという理由はなさそうに思います

が、いかがですか。

○平田政府委員 「どういう税金をどういう考慮をするのか、ちょっと具体的にお聞きしませんと判断しかねるのでありますか、これは先ほど申し上げましたように、今貿易による利益に対しまして、全般的に課税を免除するということは、どうも少し全体としまして行き過ぎであるというので、今考えております措置は、支店を出した場合の特別償却、それから貸倒れ等になる危険がある場合、あるいは契約を破棄されるような場合の危険準備の積立金、そういうものにつきまして特別な措置をとる。輸出から上の利益に対しまして全般的に減免をやるというのは、まだそこまで結論を得ておりません。従つてそういう問題は、今後の問題ではないかと思いますが、今のところは今申し上げましたようなことでございます。

いということでありますが、それはその程度で問題を後に残すことになったします。

先ほども御質問がございましたが、資金の海外投資、これは外貨との関係もあるし、また日本の外資導入といふことともにらみ合せて考えなければならぬ問題だらうと思うのでございます。一體日本で外資を導入した場合と、日本が外国に投資する場合との利害やの開きといふものは、どんなふうに考えておられるのですか。

○河野(通)政府委員 ちよつと御質問の点を聞き違つておるかもしませんが、一応お答え申し上げまして、違つておりますからまたお答えいたしまます。今外資で問題になつておりますのは、この前御審議をいたしました火力の発電機械四千万ドルの問題であります。これの金利は、まだはつきりきまつておりません。できるだけ安くいたしたいと思つておりますが、大体年四分五厘から五分くらいになるかと思つております。輸出入銀行が海外に投資をいたします場合の金利は、原則は七分ということになつておりますが、特別の場合におきましては、年五分まで引下げてやる。さらに輸出の振興のために、輸出入銀行の金利をさらに引下べしという要望が非常に強いのであります。が、今申し上げましたような例から申しますると、国際金利と比較いたしまして年五分という、しかも長期の金利でありますから、私は大体輸出入銀行の金利は世界的に見た水準からいつて、決して高くな、その程度ならば国際的に競争もできる金利であるというふうに考えております。

で、日本が導入する外資と、日本の海外投資の利さやの関係はわかつたのでござりますが、輸出入銀行の平常の金利は少し高過ぎて、これは輸出入銀行ばかりでなく、政府金融機関の金利が少し高過ぎて、みんな経営上困つていらっしゃるらしく思われますが、これは引下ばるお考えがございませんでしようか。

○河野(通)政府委員 結論から申し上げますと、問題は日本開発銀行の金利等が主たる問題ではないかと思います。政府機関の金利一般につきましては、昨日ですか、福田委員からの御質問にお答え申し上げたのであります。が、私どもは、下げる方向に検討いたしましたいというつもりであります。しかし政府金融機関の金利といふものが一般の市中金利とどういう関係に立つかということは、いろいろ考えなければならぬ問題であります。これを著しく低くして行くことが、政府金融機関の使命という点から見て、逸脱してはいけない。御承知のように、開発銀行その他の法律にも、金利は市中の金利をよく勘案してきめろということになつております。これはどういう意味かと申しますと、市中金融を補完するというのが政府金融機関の役目であります。市中金融について行くものならば、これは政府金融機関が出て行く必要はないわけであります。従つて市中でつかないような資金を供給するのが、これらの政府金融機関の役目だと思います。従いまして資金もつけるし、金利も非常に安いということになりましたと、市中金融機関を補完するのではなくして、むしろそつちが第一になつて行くおそれもある。従いまして、そう無制限にこれを低く、一般の

金利水準から度はずれた金利を出すと
いうことはいかがかというふうに私は
考えております。しかしながら、具体
的な問題といたしましては程度の問題
でありますので、現在日本開発銀行の
金利等につきましては、さらに一般的
には別でありますけれども、特殊な事
情があるものにつきましては、現に電
気あるいは造船等について、相当な
特殊な安レートを出しております。
これらの特殊な事情があるものにつき
まして、さらに金利を下げるという点
につきましては、今後われくは検討
を加えて行きたい、かよう考えてお
ります。

○苦米地委員 御説明でよくわかりましたけれども、たとえみれば造船の

場合でも、現在の運賃では高過ぎるの

であります、あの金利を払つたのじや

造船ができないといふ状態にあるらしく
聞いておるのであります。もちろん

むやみに政府機関の金利を下げれば、

市中銀行と競合するということになる

けれども、ある限度これを下げるとい

うのは、市中金利を下げる原因にもな

ると思うのであります、この点をよ

く御検討くださいまして、適当な引下

げをすみやかにしてくださるように、
御配慮をお願いいたします。

○井上委員 二つ、三つ伺いたいので

す。この法律案では、根本的な問題

は、国際的な通貨事情の不安定に対処

して、設備輸出の促進を通じて、重要

物資の輸入を確保するということを目

的にしておるようであります、現行

法によりますと、損失補償はすべて邦

貨の換算を基礎にして行つておる。そ

うすると、もし日本の為替レート自体

に変動があつた場合、補償契約の履行

といふことはいかがかというふうに私は
考えております。しかしながら、具体
的な問題といたしましては程度の問題
でありますので、現在日本開発銀行の
金利等につきましては、さらに一般的
には別でありますけれども、特殊な事
情があるものにつきましては、現に電
気あるいは造船等について、相当な
特殊な安レートを出しております。

これらの特殊な事情があるものにつき

まして、さらに金利を下げるという点

につきましては、今後われくは検討

を加えて行きたい、かよう考えてお

ります。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 ただいまのところ

は、外國為替相場を変更するといふこ

とは考えておりません。

○井上委員 そうすると、設備輸出を行

いますおもなる相手国の為替相場の

見通しについて、大蔵省はいかなる的

確な資料に基いて、相手方の為替相場

の算定見通しをはかつておりますか。

○井上委員 さような為替変動が絶対

にないということも予想でき得ないと

思ひます。もし為替レートの上に変動

が起つた場合は、当然政府としては、そ

れに対応する法的基礎をどこかに規定

しておく必要があろうと思う。そうし

ないと、あとで問題を起して來ること

になりますし、相手は外國のことにな

りますから、非常に問題がやつかない

ことになりまして、事前にやはりそ

う為替変動などを予想して、法案に

ちやんと規定しておくことは、

私は必要じやないか、というような考え

方を一応持ちます。

○井上委員 二つ、三つ伺いたいので

す。この法律案では、根本的な問題

は、国際的な通貨事情の不安定に対処

して、設備輸出の促進を通じて、重要

物資の輸入を確保するということを目

的にしておるようでありまして、現行

法によりますと、損失補償はすべて邦

貨の換算を基礎にして行つておる。そ

うのが御指摘の点であると存じます

が、私どもいたしましては、米ドル

という問題の方に重大な支障を來して

来る。そこで日本の為替レート自体の

変動というものはないかと考へて、政府は一体

どう考へておるか。為替レートは変動

なしと見ておるか。もし変動が事前に

わかつた場合の法的な処置は、一体ど

うしようとするのであるか、この点を

まず伺いたい。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

一ドル三百六十円の、基準外國為替相

場の変更は考えておりません。

○井上委員 もし変動があつた場合と

本のような経済事情のもとにおいて、
絶対に変動はないという断定がつきま

すか。

○東条政府委員 お尋ねの日本の円の

為替相場の問題でございますが、政府

といたしましては、ただいま為替相場

の外貨の部分を、日本側の為替銀行に逐次移して参るということをやつております。しかしながら私どもいたしましては、この預けかえのことは、そうち効果を一挙に納めるというようなことは、よほど慎重な考慮がいるのではなかろうか。この事柄の実現には、よほど話合いありますとか、あるいはほかのいろいろの関係を考慮した上で実施したいということで、逐次実施をいたしております。

次に預けられている金利の問題でありますのが、大部分が無利子であるといふ上委員のお話でございますが、これも先ほど来申し上げておりまするような方針のつとりまして、現在のところは、米ドルにつきましては、大体八〇%見当はむしろ定期預金になつております。なお外貨証券の運用方法といたしましては、預金のほかに、たとえば証券運用ということも考えられるわけであります。しかしながら国の資金でありますから、安全確実な証券運用をすることが必要でございますので、そういう観点から、証券への運用も実施しております。米ドルにつきまして、今日無利子の当座預金というものは、資金の操作上必要な限度にとどめる。これも御承知のように、定期にいたしておきますと、勘定の移しかえ、あるいは資金の操作に非常に支障を来しますので、当座預金にしますのは、右申しましたような技術的な資金操作に必要な限度にとどめるところで、逐次これも改善をいたしました結果、先ほど申し上げましたような計算になつております。それからボンドにつきましては、これは最近の日本のボンド資金の状況が相当きゆうくつに

なつておりますので、証券に運用しております以外の部分は、当座預金になつております。しかしながらこれ資金の操作上やむを得ないことと存じております。

定期預金の率でありますと、あるいは運用証券の利まわりの問題であります。ですが、これは各国一般並の金利をもぢる機会がありますれば、相当大口の預金でありますから、より有利な利まわり、あるいは利税率ということには、交渉を怠つておらないつもりであります。

○井上委員 在日の外國為替銀行に預けまして、日本の急替銀行に預けないという結果は、いろいろな便宜があるというお話をされけれども、逆に、為替業務は外國為替銀行が扱つておつて、日本の為替銀行は、これらの手下に使われておるという事実に立つて、大蔵省としては、為替銀行対策というものを作新しくひとつ育成強化しようといふ考え方を持たれておるのじやないです。私はそうじやないかと思うのです。現実に無利子で預けなければならぬという理由はどこにあるのですか。そして多額のものが利子もとり得ないというようなことは、どういうことですか。外国銀行に何ゆえに定期として預けなければならぬか、そうしておかなければ日本の貿易の信用が果されないといふ、何か政治的な大きな問題が横たわつておるのですか。

○東条政府委員 あるいは御説明が足りなかつたかもしませんが、便益と申しましたのは、過去日本側の銀行がまだ海外に支店もできませず、一本立

ちにならなかつた時代に、いろいろと便宜をこうむつた時期がござりますので、その辺のところをよく考えまして、慎重に対外関係は処理しなければならぬという趣旨のことを申し上げましたので、その点は言葉が足りません。でしたら、訂正を申し上げます。

それから、先ほどちょっと申し上げたつもりであります。が、私どもといしましては、日本側の為替銀行、あるいは貿易商社が非常に強化されるといふことが、日本の輸出貿易振興のために必要な条件であると考えております。従いまして、日本側が為替銀行の資本強化ということには、大蔵省といなしまして十分努力いたしておるつもりであります。ただ一つの目標をきめまして、それに向つて着実にやつておるということを、先ほど申し上げたつもりでございます。

それから先ほども御説明申し上げたのでありますするが、特に外国系の為替銀行に無利子で、それらの銀行に都合のいい資金の預け方をしておるという事実はございません。先ほど来申し上げましたように、逐次これは利子付の定期預金にも切りかえますし、その利率につきましても、一般的の市場のレートよりもできればさら有利なものをお出ししてくれという交渉は、怠つておらないつもりであります。従いまして、井上委員のお尋ねのように、外貨資金の預託の問題に関連いたしまして、私どもは十分そういうような本来の為替政策、あるいは外貨資金の運用という、今申し上げましたような観点からのみ事柄を処理いたしておるというふとを、申し添えておきます。

に關するものですが、きわめて率直にお尋ねします。この法案を提出した理由は、対英・対米為替レートの変動を予想して出されたと、いうことが、重大な関心事であります。その点を率直にお答え願います。

それからもう一つ予想される点は、たとえばアラント輸出先の動乱とか、そういうような事情のために、決済が不能になると予想されることはありますか。そういう程度ならいいのですが、とにかく為替レートの変動があるというようなことを予想して、この法案が出されたのであるかどうか、その点率直にお答へ願ひます。

○東條政府委員 お答え申し上げます。便宜上後段の点からお答え申し上げます。輸出先の動乱その他の関係で、為替決済の不能の問題は、御承知のように、これはむしろ輸出信用保険の問題であります。今輸出信用保険の問題につきましては、通産省の方から提案をいたしまして、いろいろ国会では御審議を願つております。事柄といいたしましては、輸出信用保険の対象として処理されるかどうかということで御承知を願いたいと思ひますが、これは先刻御承知のことと思ひます。従つて設備輸出為替損失補償法と直接の関係はございません。

それから対米・対英の為替相場の変動を見越しての、あるいは織り込んでの改正であるかといふお尋の点でございますが、私どもは、先ほどもちよつと申し上げましたように、現在のことと申して、対米ないし対英為替相場の変動があるとは考えておりません。ただ何分にも、このアラント輸出の代金決済の

審議を願つておりますように、一番長い場合は十年まで行くわけあります。それで今はそう思つても、十年先はどうなるかわからぬじやないか、数年先はどうなるかわからぬじやないか、という懸念を、実際このプラント輸出に当られます業者の方としては御心配になる向きもあるうかと思います。そういう方々に対しまして、政府といいまして、十年までの範囲において、現在の契約ができた場合の為替相場が動いたならば、損益とも国庫に帰属する。これは益が出た場合もそうでありますし、損が出た場合もそうであります。とにかく現在の隨意の基礎になつてゐる円の金額は、エキスポーターに保証する、ということが、この法律案の趣旨でありまして、政府は今何ら対英、対米相場が変動があるとは考えておりませんが、非常に取引が長期にわたることでもあるし、そういう長期間の先まではちよと心配だという貿易業者の心配の結果、このプラント輸出が衰え、意欲を阻害するというようなことがあつてはならないというのが、この法律案の趣旨であります。

納得の行くように御説明願いたいと思
います。

近ブラント類の輸出は、相当実は各競争がはげしゆうございまして、何と申しますか、言葉は悪いのですが、輸出競争というものが相当行われております。従いまして、自然このブラント輸出につきましても、条件がいわば競争になりますて、これはもちろん人幣格の面もありますが、支払い条件の競争ということになつております。各国ともだんじる実は延ばして参るような傾向にございます。それでただいままでのところ、そう十年くらいまでといふような事例を一直接のオファーを実は私は承知いたしておりませんが、一、二の事例をこれまで御参考までに申し上げますと、六年くらいまでといふ実は話がございます。国はちよと号機、こういうようなものにつきましては、現に五年ではちよつと足りないのですが、鉄道車両でありますとか、それに関連いたしました信商売関係がありますから申し上げなくないであります。そういう事例もございましては、現に五年ではちよつと足りないというような引合いが参つておる事例がござります。そういう事例もござりますし、なおまたブラント輸出の振興ということを何としてもやつて行こうとすることを考えます場合におきましても、片方輸出入銀行の金融の道もつけますとともに、五年をさらに越えた長期のものでございましても、為替損失を補償するという態勢を整えておくことが、この際にぜひ望ましいということから、法律案の改正を御審議願つておるのでありますて、平岡委員のお話のように、為替相場の変動のことをカムフラージュするがために、五年を

十年に延ばして御審議をいただくとい
うよくなつもりは毛頭ございません。

ないし適用について、政府の方針がかかるつてはいるのかどうか、これをひとつ

筋ではないか。要するに賠償について、何らの国際的な規定のないときは

では、これは相当慎重に考えなければ

104

ジネスでこの損失補償法をあえて必要とする、予想される具体的な事例は、やはり為替に帰着すると思われる。ほかに何かマーケット・プライスのようなものがありますか。

○東条政府委員 設備為替損失補償法に関する限りは、今のお話のようないくつかの問題が見えていますから、さつきの保留の質問をどうぞ。

○福田(赳)委員 最近のフィリピンの方での捕虜の釈放問題に関連いたしまして、日本としては賠償問題を解決するという機運に向つて来るのであります。この問題は、日本経済の当面の最大問題だと思うのであります。そういう際には、本法案のごときものが突如として提出される。そして日本全国は、海外のいすれに対してもどんづら投資するというような気勢を示すといふことになると、この賠償問題に相当重大なる影響があるのでないかといふことである。そこでいろいろ質問してみたいのです。が、賠償は、従来の日本の政府としては、実は労務の賠償である、そういう解釈をとつてゐると思う。ところが総理大臣は、先般の予算委員会で、金銭による賠償をするのだといふに答えたといふように聞いておるのであるが、そういうふうに平和条約の解釈

きましては、御承知のとく相手国に
よりまして状況が違つてゐると思う
です。と申しますのは、たとえば今
三国、こういうようなものが考えられ
ると思うのでござりますが、この中で
仏印三国につきましては、サンフラン
シスコの平和条約に調印もいたしまし
たし、また批准も済んでいるわけであ
ります、従いまして、そういう仏印のよ
うな国が賠償要求をするということに
なりますれば、これは当然平和条約に
基づところの賠償の要求ということにな
ります。それからビルマにつきまして
は、これは全然そういう法律上の関係
がございません。これをどうするかと
いふ問題は、非常に處理のむずかしい
問題であろうかと考えます。それから
インドネシアとフィリピンにつきまし
ては、これは平和条約には調印したけ
れども、しかし批准が済んでおらぬ、
こういう関係になつてゐるわけでござ
います。この中でフィリピンとインド
ネシアの賠償要求につきましては、相
当大きな額を要求する、また実際問題
として、一番大きな問題であらうと思
うのであります、これを処理するの
につきまして、批准をしたけれども、
やはり平和条約の十四条というものを
もとにして考へるということが一応の

まして条約があり、しかもその中で批准した國もある。こういうふうなことをあり、片方のフィリピン、インドネシアという國は、批准はいたしませんけれども、調印はあつたのだ。こういうことでありますから、やはり十四条をもとにして賠償問題を考えるのが筋であります。ただ、そういうふうに日本としては考へるのが筋であると思いますけれども、十四条のいわゆる債務賠償ということに対しまして、賠償の要求をいたしております國としては、それではなか／＼満足できない、こういう意向がたび／＼かわされている面もあるわけでございます。そのところでも問題になりますのは、一体賠償の額は總額を幾らにしてくれるのだ、それから賠償の期間といふのはどのくらいの期間にてくれるのだ、それからまた賠償の方法というものは、十四条よりももつと広い範囲でやつてもらわなければ困るのだというような意向がありますことは、これは否定できないと思うのであります。従いましてそういう関係から、そういうことにつきまして先方から話がありました場合に、そういうものを一切受けない、向うの方が話を持つて来ましても、どう処理するかは別問題として、そういうものには耳をふさいでいるというわけにはなか／＼行きかねるというのが、実情ではないかと思うのであります。それでは、それに対してもういう交渉に応ずるかどうか、それから実際問題としてどうするかということにつきまし

ば、役務賠償ということが現実になつて、それに対する対応としているわけでござります。それでは不満であるというふうなことがかりにありますても、そのうち外でやるかやらなきかということは相当地に考慮して処理すべきものだ、かように考えておるわけであります。

○福田(鈴)委員 一休国会が承認しておる賠償方式といふものは、十四条の範囲を出ないと思います。これによれば、役務賠償ということになつておるのですか、それをどうも政府独断で、金銭賠償にするというふうなことを、しかも最高責任者である総理大臣がおつしやつておられる。それははどういう見解をとつておられるのか、法律的に政府の独断でできることではない。それをおひとつお伺いしたい。

○石田政府委員 これは、十四条というものの範囲内で考えるのが筋だらうということを私が申し上げたわけであります。しかしながら、十四条というものの書き方は、過去に例のないような規定だらうと私は思います。賠償をするのであるけれども、その賠償につきまして、いろ／＼の制約がついております。たとえてみますならば、日本経済の存立を脅かさないことであるとか、あるいは外国為替上の大きな負担にならないとか、あるいはよその国に對しまして、為替上の負担を来さないようになりますとか、そういうふうな制約があつた上でその範囲内で賠償を処理すべきであるというのが十四条の規定であろうと思ひます。これは、文章といたしましては非常に問題があります

けれども、結局役務賠償ということにしほつてあると思います。たとえし、

サービスの内容につきましては、たとえば

サービスならサービスというものをどう解釈するかという問題につきましては、これは論議の余地があると思いま

すけれども、サービス賠償ということが原則になるであろうと思うのであります。

そしてその多少あいまいな点を、一体どういうふうに具体的な問題に当てはめてやつて行くかということがござりますが、これは十四条という

ものの根本趣旨は、日本の経済の許す限りということが、率直に言つて私は根本問題だらうと思うのでござります。日本でできる範囲といふ、要するに日本の力の許す限りにおいてといふことが根本思想だらうと思うのであります。その範囲内において、言葉や何

かにつきましては多少ゆとりのある解釈もし、具体的に当てはめるときにおきましてどう解釈するかという問題が残る、こういふ性質のものだらうと私は思います。おそらく総理もそういう意味でお話になつたので、日本の経済を残る、こういふ性質のものだらうと私は思います。あらためて国会の承認を要する私は考へるのであるから、国会

○福田(起)委員 そうすると、役務賠償以外の方法でこの賠償を実行しようという際には、あらためて国会の承認を要する私は考へるのであるから、国会

○石田政府委員 これは結局条約の解釈の問題になると私は思ひます。そこでたとえば金銭賠償をやることに相應の承認を得る考へであるか。

○石田政府委員 これは十四条の範囲ではなくて、ほかの形で、何らか賠償協定というふうなものができるのが

筋ではないだらうか、かよう考へま

す。

はまだあるのじやないか、日本はどん

どん支払うべきじやないか、こういう

ふうな議論が大きくフィリピン内部に

出て来る可能性が、これはすぐ想像さ

れるであります。これをどういうふ

イリピンに対しても、いろいろ法律の適用に従つて投資計画があるといふこ

となんです。そういう際に、フィリ

ピンの賠償の要求に対しても、どういう立場

をとるか、私はこれは相当重大なる問

題になつて来るのじやないかと思いま

すが、あなた方一体どういうふうに考

えておられますか。

ははつきり記憶しておりませんけれども、かりに今百五十億なり百六十億の

資金の余裕があるわけであります。そ

の範囲で、輸出入銀行はあらゆる地域

の輸出に対し、実際問題として処理を

して行こう、こういう状況だと思いま

す。そのうちフィリピンにどのくらい

のものが行くであろうかということが

あります。そこからまたこういう投資とか設

立てるときに、何となく割切れないものが残ると

いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思します

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法案が今出ておる。かりにこれがフィ

リピンの方に適用された場合にはどう

か、こういう御質問ではないかと思いま

す。この法案の全体につきまして申し上げるのはいかがかと

思いますが、お詫びの点は、設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話合いがついたものについて、こ

のいわゆる支払い条件とか為替の変動と

かいう問題につきまして助成をしてよう

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

れは支払い能力があるからすぐ暗償に

とられてしまうのだ、だから貿易は押

えてしまえ、そういうふうな議論にま

であります。これは、私は設備輸出の

法の問題は民間同士の話合いで、そ

うして話をやつたから

と、いわゆる経済協力をいたしまして

問題になるわけであらうと思います

が、これは民間の資金としてどんく

りました。しかし、これはなか／＼

むずかしい問題でございまして、フィ

リピンの例がございましたが、普通の

正常貿易にいたしましても、たとえば

インドネシアならインドネシアの場合

におきましても、普通の貿易関係にお

きましての出超と、いうことがあり得る

わけであります。そうした場合には、こ

○福田(赳)委員 知りませんが、中間協定につきましては、外務省の方におきまして、国会の承認の手続をふむものであると考えております。

置を講ずる、こういうような問題が言及されておりました。私は、これはたゞいま福田君の指摘されたように、非常に重大な問題であろうと思います。当然サンフランシスコの講和条約十四

とえばわれくの側から言わしむれば、沖縄における特殊の立場、あるいは日本における軍事基地、あるいは日米安全保障条約とか、その他彼らは賠償に値するような有形無形の特別の利益

ができましたのも、お互に話合いました結果、まずこれをやろうということとでやつたのでございまして、やはり筋いたしましては、日本政府はあのラインで考えて行くべきものではない

である。これは将来の問題として、アーリビンなりインドネシアにいたしましても、それ／＼の立場もござりますし、要求もあることでござりますから、いざれ話をいたしました結果、最

○石田政府委員　これは外務省の方でやつておりますので、今国会中には出て、そうして承認を得る手続をふまれるもの、かのように考えておるのであります。私は直に申し上げまして、どういう事情で遅れておりますか、よくその点は遺憾ながら承知いたしております。

条の中に、賠償に関する一般規定がございまして、そのことは少くとも四十八箇国を拘束する問題でありまして、しかしながらフイリピンは、この賠償条項が納得できないために、現在サンフランシスコ条約を批准いたしておりません。批准してもらつたために、やはりフイリピンだけに対して何らかの現物賠償の舉に出る、こういうような総理の意向が明らかにされるといった

を得ておりますが、日本から直轄領略をされたところの南方諸国は、現物の賠償も何も得ていません。従つてアメリカは、伊豆における、あるいは硫黄島における、その他いろいろの地域において領土も占め、日本の国内において多くの拠点を占め、さらにまた安全保障条約等によつて特別のプラスを加えておるのだが、われわれはおのずから立場が違うのだ、従つて日本にあくま

か、あの十四条のサービス賠償のあれを基幹といたしまして考えて行くべきものではないかと考えております。○春日委員 そういたしますと、総理大臣は役務賠償以外に、フイリピンその他に対しでは、現物賠償によつて何らかの措置を講じたいと思う、従つてそれに対しいろいろ研究している、こういう答弁をされておるんだが、このことは講和条約第十四条に違反する

後にどういう結論になりますか、私は予測できませんけれども、しかしこれだけ十四条の範囲でやつて行く。やはり十四条の解釈なんかにいたしましても、多少のゆとりがあると思います、具体的なアブライの方法についてもあると思いますけれども、しかし明らかに十四条を越える、極端なことを申しますれば、金銭賠償で行くということになれば、これは十四条のうちも

○春日委員長 看日君、
す問題は賠償の問題であります、ア
イリピンは、いずれにいたしましても
役務賠償では満足しない。のみなら
ず、役務賠償はこれを排撃をいたして
おります。フィリピンの新聞の論調等
を読んでみると、これは先般もちら
よつと言及いたしましたが、日本がか
つて軍閥によつて武力侵略をしたのだ
が、侵略は失敗をした、その武力侵略
によつて達せられなかつた野望を、役
務賠償の名による経済侵略によつて遂
げようとしておる、こゝらのことが、新
聞に——これは社説としてマニラ・タイ
ムズが何からも非常に、大きな社会面の
記事として載つております。そこで彼ら
の主張は、これは役務賠償をあくまでも
排して、現物賠償、金銭賠償を主張いた
しておることは歴然でござります。そ
ういうような両者の意向に呼応して、
吉田総理は、今回の一般施政演説の中
におきまして、役務賠償に局限しな
い、何らかの現物賠償、金銭賠償の措

しましたならば、これは他の四十七箇
国の國々に対しても、やはり新しい
問題を投げかけて行くであろうと思
います。たとえばビルマでありますか、
ラングーンの町の中には、日本軍殘虐
の記録という一つの大きな部屋があり
ます。その中で、いろ／＼侵略の罪
悪が全部展示されておる。これを何と
かして取扱つてくれということを、私
ども社会党はビルマ政府に要請をいた
しました。ところが彼らが言いますの
には、やはり日本政府との間に賠償の
問題が解決できるまでは、これを取扱
うということはわれ／＼は考えていいな
いという主張でございました。インド
ネシアにいたしましても、またビルマ
にいたしましても、これらの國々は、
やはり日本から現物賠償が当然行われ
なければならぬ、彼らはあくまでこれ
を主張するという態度を持つております。
アメリカがそういう賠償に対し
て、全部これを水に流しておる形をと
つておりますが、これはアメリカの場
合はおのずから別でございまして、た

が強く行われておる。たま／＼そういう要請が希望にこたえるかのごとく、総理がそういう意見の発表をいたしておられる。このことは結局他の関係諸地域、中国あるいはインド、ペキスタン、あるいはコロンボ、セイロン等にも当てはまる問題であろうと思うが、この問題について、あなたはどういうお考えをお持ちになつておられますか。少くとも今後この賠償問題について、役務賠償を乗り越えてそれを要請する地域に対しても、現物賠償をしてよいと考えておるか、悪いと考えておるか、その点についてまずお伺いをいたします。

○石田政府委員 これは先ほどもちょっと申し上げたのでございますが、今までの条約の範囲内におきましては、現物賠償ということを中心として考へると、いうのが、日本政府の立場であろうと思ひます。先ほど福田委員からお話をありましたが、この三月にフイリピンとの間におきまして、沈船引揚げに關しますところの中間協定というもの

○石田政府委員 私總理のお氣持ちはつきり承つておりますんで、どうも何と申し上げてよろしいか……。

○春日委員 気持じやなくて、物事の判断です。

○石田政府委員 これは私先ほども申しましたが、現在おきましては、十四条の役務賠償を中心として考えるべきだと思うのです。但し十四条というものの趣旨が何にあるかといいますと、日本の経済の許す範囲内において処置するというのが、私は根本であるうと思うのであります。それじや日本の経済の許す範囲ということをいしましても、なか／＼抽象論になるおそれもありますので、たとえば為替の問題はこうであるとか、あるいはほかの国に迷惑を及ぼしてはいけないんだとか、そういうようなことで制約してあるというのが十四条の規定であろうと思うのであります。従いましてその根本趣旨によつて、今後も処理さるべきもの

越えて、別の処置方法が必要であつたう
かようになります。ただ私よくわかりま
せんが、總理は、日本の経済力の事
情が許せば、十四条が基本であつて、必
ずしも法律關係とか條約關係とか、そ
ういうものをよく検討して、そういう
ことを並べ上げまして、こういう關係
でこうなるのだということを申し上げ
たのではないだろうと思ひます。

○石田政府委員 これは私結局申しますのに、金額の問題だらうと思います。どのくらいの金額のことをするか、こういうことになるのであります。それから賠償という問題も、これは大切な問題であります。そのほかにも国の予算なり、あるいは貿易とかいう関係にもなりますれば、いろいろな問題がござります。従いまして、予算の上でどれだけ余裕があるかということは、ほかの経費をどうするかということとのにらみ合いでおいてきまるものであらうかと思ひます。

○春日委員 国民生活をはなはだしく貧困に陥れしめない範囲において、そういうふうな形になるかというふうに判断するよりはかはないと思ひます。

○春日委員 この問題は、予算委員会か本会議でやります。

それから次は、為替管理局長に伺います。本法律案は、今回立法されんとしております独禁法に基く輸出カルタル、あるいは企業安定法に基く調整組合、こういうものを対象としてもやはり適用されますかどうか、この点を伺いたい。

○東条政府委員 この設備損失補償法の内容は、要するに輸出業者が、あるいは為替相場の変動が起るかもしけぬということと、輸出を阻害するようなことに相なつてはならぬという趣旨でござります。問題は、この法律案の相手方は輸出者でございますから、だれが輸出者であるかということによつてきまると思ひます。

○春日委員 これは輸出する者、もう今は法人というふうになつておると思うのですが、いかがございましようか。従いまして、カルテルは法人体の形になる場合もあるうと思ひますが、そうした場合、そのカルテルはやはりそういうものの対象になり得ると思うのですが、いかがでしようか。

○東条政府委員 別の官庁から御審議をいただきておりまする法律案の内容をつまびらかにいたさないのであります。ですが、それらの改正法案におきまするいわゆる組合形態、あるいは連合体形態のものが、かかる種類の輸出の商取引をするということまでは、考えておらないのではないかというふうに私は承知いたしております。

○春日委員 そこでお伺いしたいことは、例を一つとりますと、ペキスタンと日本との貿易協定なんかであります。ペキスタンとの協定によると、たしか向うから五十万ペールかそこらの綿花を輸入する。その同一の金額を日本から輸出するのであるが、しかしこのことは、おのずからこの業者たちに向うがこれの見返りとしてとるものは糸であるとか綿布であるとか、こういうものが大体その五十万ペールの対価の八割程度は考えられておるのでないかと思います。そういたしますと、日本の一般雑貨として、そのペキスタンの協定に基いて輸出のできるものは二割か三割にしか当らない。そうしたときに、ペキスタンの政府が主張しておることは、少くとも日本がヤーンなり綿布なりを向うに輸出したそ

綿花の見返り輸入については、一般雑貨を輸入し得る用意がある、こうした企業によってできたところの平和的一般雑貨というようなものを、ペキスタンへ大量輸出の道を開く方法として考えられることは、日本から輸出されるところの糸や綿布をまず五年程度の先払いにして、そうしてとりあえず向うから買った綿花に対する分だけは、一般雑貨の輸入によつてこれを決済していく、こうしたことにしてくれという中小企業団体の陳情と運動とが行われております。そうした場合、ペキスタンへ輸出するところの綿布業者や糸業者たちがカルテルをつくつて、そしてそのペキスタンへの輸出数量、その金額、こういうものを国内的には割当てて、そうして対ペキスタンへ一つの組合の形において一本の形で輸出をする、こういうような方法も考えられないことではないと思ひますし、なおそうすることによつてのみ、日本の一般雑貨を初めてペキスタンへ輸出する道がここに開かれると思うのであります。そうした場合、このカルテルが行うところの輸出、これに対しても本法の適用を受けられるかどうか、この問題を伺つておきたいと思います。

品目のうちの大きなものであります。そこでだいまのお話を伺つておりま
すと、あるいは私の聞き違ひかも存
じませんが、雑貨でありますとか、あるいは織維製品、そういうものに、
今回の輸出入銀行法の改正に伴います
る銀行のファイナンスの問題であります
とか、あるいは設備損失補償法の
為替のリスクの問題でありますとか、
か、そういうものの適用があるのでは
なかろうかというような前提のもとと
に、お尋ねでなかつたかと思います
が、これはもう春日局長御承知の通り
に、今御審議を願つておりますとこ
ろの設備輸出為替損失補償法案の主た
る内容は、鉄鋼でありますとか機械
でありますとか、あるいは純粹なブ
ラント輸出とは言えませんけれども、
先ほど銀行局長からるる御説明申し上
げましたブラント、これに準ずるよう
なものにこの際としては設備損失補償
法の対象を限定したい、こういうのが
この法律案の趣旨でございます。従
ましてその組合が法人格を持つてゐる
かとか、あるいは当該人格を持つてお
る法人が、はたして実際の取引にお
いてLCの発行を受け、あるいは手形の
受取人になるかという、現実の取引を
考へる場合の技術的な問題の一歩手前
に、この為替リスクの補償に対する法
律案の対象が、そういう雑貨ないしは
織維類にはむしろ適用がないのだとい
うお考えで御審議をいただきたいと思
います。

○春日委員 それではプラントもしくはこれに準ずるということであるが、私は本法の精神はやはり輸出振興にあります。私はそういふものにむしろ限定をしないで、一般法人の対象にするのが本法の目的を達成するゆえんであると考えますので、この点については、さらに御再考を願いたいと思うのです。

もう一つは平田さんにお伺いしたいのですが、これららの国の国内法によりますと、日本の商社が向うに出張所なり支社をつくった場合、それに対しても、これがその国の納めさせるというよほどの法律がございまして、従つてペキスタンなりフィリピン、まだほかの国にもあるかもしれません、そういうような国においては、日本人が商社をつくることができる収益の一割かなんかの大きな税金をかけて、しかもその商売を通じて本社が得た利益の、たとえば日本の国内における商社が得た利益のさらに何割かをその国に納めさせるというよほどの輸出を阻害をしておると思います。現在カラチには日本人が二百名近く行つておるのであります、しかし自分で家をつくつて、支店、支社をつくれれば、厖大な税金がかかる。これではとても経費がまかなえるものではないからといふので、ほとんどホテル住まい、支社といふものはただ一社もできておりません。やはり店舗をかまえれば、腰もすわりましようし、取引も能率的に行われるありますよう。いろいろ

いろいろ日本は輸出振興のために、多角にわたつて諸策がかくのごとく並行しておるのであります。こういうような、相手国の国内法によつて輸出の振興がはなはだしく阻害されておる面について、外交折衝等によつて何らかの措置を講ずることによつて、彼らがそういう商業活動を自由にできるような態勢を開いて行つていただきなければならぬと思うのであります。従つてこういうような国、たとえばペキスタンの日本における商社に対する待遇とか、あるいはフィリピンの日本における支社等が日本の国内法によつてどういうような待遇を受けておるか。日本人たちがその地において受けておる待遇と、またそれ／＼の国々の諸君が日本において受けておる待遇と、大体どの程度違つておるのか、この点御説明願いたい。

税金を、日本で課税する場合、経費として引くということはいたしておりませんが、そういう税金を日本で払う税から引くということころまで行きますかどううか。そこに実は大きな問題があるわけあります。なおそれをやる上におきましては、相手国におきましてどういう課税をするかということにつきまして、ある程度話し合いました上でやりませんと、これまた結局向うにとられっぱなしで、いたずらにこちらの財源が減るということになりますので、よく話し合いをいたしたい。とりあえず、近く、たしか九月ごろございましたか、エカフエでアジア諸国における二重課税の問題が一つの議題になるようございまして、その際におきましては、民間からも専門家に行つてもらう、大蔵省も専門家を派遣いたしまして、さらに実情等もよく調べて、あるいは各国の意見なりを十分聞きまして、十分対策を立てるようにして参りました。しかし何しろ平和条約も結ばれていないといふところにおきましては、なかなかむずかしい。しかしバキスタンのような国は、大分進歩いたしておられますので、通商航海条約その他いろいろな国際間の条約が進行しておりますが、この防止に関する条約というようなものにつきましても、さらによく考えまして、お詫のような障害をできるだけ排除するよう努めて行くべきものだと考えます。

日本の商社が海外の前線活動のできるような態勢を、政府の責任においてすみやかにおつくりを頼りたいと強く要望いたします。

それから為替管理局長にお伺いをいたしますが、ヨーロッパでは、ヨーロッパ支払い協定というものがありまして、必ずしもドル建、ボンド建ということでなくて、多角決済の方法がついております。アジアにおける貿易を振兴するためには、やはりアジア支払い協定なり、何らかの方法で多角決済の道が開かれるのでなければ、現在の決済方式では、とても／＼その貿易振興の道といふものは、いつも外貨資金の渇渴という壁にぶつかって、前進いたしません。従つてアジア支払い協定を結成することのために、何らかの方策を講じたことがあるかどうか、これに対する見通し並びに経過について伺いたい。

○東条政府委員 貿易決済上の多角決済がいいのではないかという点は、まさに御指摘の通りでありますて、その意味において、非常にごもつともなお尋ねでございます。ただ歐州のE.P.U.に相当するようなアジアの多角決済機構がつくられるかどうかという問題を研究するにあたりましては、決済共同観加盟国の貿易構造、貿易のしりをよく見てみると、結構あります。つまり加盟国メンバー全体といたしまして、これが何とか全部帳消しになつて行くとか、あるいは相互の貿易構造を調べてみまして、いわば収支補完するような構造になつておりますと、一時的につくつてみましても、結局全体としての帳面じりの決済資金は、いずれにしても国との間では動きりますから、その意味にお

ける決済資金といふものが非常に多額であることを要しまして、結局つくつてはみたが絵に描いたもののようなもので、掛声だけに陥るおそれがあります。また決済同盟をつくりまして、それを現実に円滑に運営して参りますためにあります。は、国際協力の度合いといふか、民衆は必要なわけであります。先般のエカウエーの会議におきましても、実はアジアの決済機構の問題が議題として取上げられております。その意味におきましても、政府の部内でも多角決済機構の問題については、いろいろ検討いたしておりますが、お尋ねのアジアのみの多角決済機構ということは、もちろん一つの非常に重要なテーマであります。そして、絶えず研究、検討しておくべき問題であります。が、実現にはいろいろむずかしい点のある研究問題であると申します。

を買つてくれるは東南アジアで、東南アジアでは、それは、やはり日本の中小企業の救済あるいは日本の自立経済という問題についてはさくことのできない問題で、法を考えなければならぬ、とすれば、これは、どうしても多角的決済法を考へなければならぬ、とすれば、あるいは日本政府がおもにアセアンに貢献する唯一の工業国としての日本の使命を考えますときに、支払い協定の可否を握るのは日本政府である。そこからいふ意味におきまして、この問題はよくやかに結論を得られる、といふよりも、むしろ指導的な使命を果されてこそ貿易の停滞が、こういう方向を通じてすみやかに道が開けて行くよう御希望いたいということを強く要望いたします。

の管理いたしておりまする本館並びに第一、第二、第三会館、それから議員宿舎、こういう国有財産の建物の中で、民間の業者に食堂、または商店等を許可しておる件数はどれくらいありますか。

○大池事務総長

ただいま本院の議員食堂並びにその他の売店等の許可件数のお話であります。お話を許可いたしておられます件数は、第一、第二、第三議員会館並びに本院全部を通じまして、二十三件ござります。食堂につきましては、たゞま申し上げました議事堂並びに会館、宿舎等を全部合せまして十件でござります。

○井上委員

これらの公共建物をこういふ業者に貸し付けます場合に、いかなる条件でこれを貸しておりますか。そうしてその具体的な内容について、たとえ申しますと、食堂の場合には、テーブルその他什器は本人持ちでありますか、それともこれは国有財産になつておりますか。その場合の賃料、使用料、それからガス、水道、電気の使用料は本人持ちでありますか、国庫が負担をしておりますか、これを伺いたい。

○大池事務総長

御質問によります、衆議院におけるたゞいま申し上げましたような箇所におきまして、営業的な面を許可いたしております分につきましては、御質問のいす、テーブル並びにその営業をやりますについての必要な設備は、衆議院のものを使用さしております。それで、賃料等はございません。なお衆議院の方で、一応これで十分であると認めて貸し与えたもののは

かは、什器類はももちろんのこと、業者がみずから特にこういうものが必要だとしてこしらえてあるようであります。が、それは各業者の自由にまかせておける次第であります。なお賃料といふものは全然とおりません。

○井上委員

国有財産を無償で貸付けるという法的根拠はどこにありますか。

○大池事務総長 法的根拠に従つて貸し付けておるわけではありませんで、かりに食堂にいたしますれば、議員が国会開会中職務を遂行する面において、食事時間等によそへ出かけて行く、ということは職務執行上非常に支障を來すということの前提で、この新議事堂に移る以前の旧議事堂以来、むしろこれが引続いて、新議事堂に移りましても、大部分は従来の経営をしておりました者にその経営を許可する。従いまして、その食堂の営業そのものについての許可是、監督官厅に届け出て許され、私どもの方は、請負わせました。それで、私どもの方は、請負わせました。従つてもしあなたの今の御説明のように、議員活動を有効に行わしうる一つの施設としてこれが許されてゐるといふことならば、国有財産の一部が改正して、さような公共的利用基をますます所得税その他の税金関係等は、税務署の直接管轄するところであります。従つて今やつておきましては、どういうものを幾らで売らせるということをその都度議会ごとに申出を受けまして、これに、ガス、水道等も、一般的の経営であれば当然に自己支弁になるべきものが、衆議院の方のものを使つておるわけでありながら、そういうものの関係で、他的一般市価よりもはるかに一品ごとに安い値段で協定をいたしまして、その値段によつて売ることを許す、こういふことにして、それだけのもうけを得させないような配慮をいたしておる次第であります。かかる一般の売店が、たゞいま申し上げました通り、二十三

題は多少あります。が、そういう福利厚生施設というのを全然逸脱した、第三の営利を目的とした業者に一定の場所を提供いたします場合は、当然一つの法的基礎を必要とするのであります。もしそれが慣例で行われて来ていると

いうことありますならば、それは脱法もなはだしのことと考えなければなりません。今お話をのように、食堂の場合非常に広範囲に解釈され得るのであります。その御説明も一応つきまとが、しかばその他の売店や、いろいろ複雑な仕事をやつしている人に、いろいろな部屋を貸しておりますが、そういうものは説明がつかぬ事態が起つて来やせぬか。そういうことが国会においてかりに許されているということになれば、他の国有財産施設がそういうことに悪用された場合、一体どうするかということになり得るのであります。従つてもしあなたの今の御説明によると、議員活動を有効に行わしうる一つの施設としてこれが許されてゐるといふことならば、国有財産の一部が一部を改正して、さような公共的利用基をますます所得税その他の税金関係等は、税務署の直接管轄するところであります。従つて今やつておきましては、どういうものを幾らで売らせるということをその都度議会ごとに申出を受けまして、これに、ガス、水道等も、一般的の経営であれば当然に自己支弁になるべきものが、衆議院の方のものを使つておるわけでありながら、そういうものの関係で、他的一般市価よりもはるかに一品ごとに安い値段で協定をいたしまして、その値段によつて売ることを許す、こういふことにして、それだけのもうけを得させないような配慮をいたしておる次第であります。かかる一般の売店が、たゞいま申し上げました通り、二十三

な裏づけの上においてやられることのが、他の国有財産を管理する者に対し申出に基きまして――こうすることは从来は事務局限りでやつておきましたが、最近は議院運営委員会に庶務小委員会といふものができまして、かかる厚生面のことは、一切その庶務委員会を通じ、最後には議院運営委員会の決定をまつてやることに相なつておりました。従つて、各世話人等の申出をその都度小委員会に諮りまして、それが一体許されることになりましたら、他のしめはつきません。そうお思いになりませんか。

○大池事務総長

ただいま井上委員のお話は、原則論としては確かにそういう点はあると思いますが、こちらの方の国有財産の一部分の使用を認めると、その場所を見定めまして、ここならば支障がなくできるだうという場所のあらわれ、他の一般の営業者とは違います。従つてもしあなたの今の御説明によると、議員活動を有効に行わしうる一つの施設としてこれが許されてゐるといふことならば、国有財産の一部が一部を改正して、さような公共的利用基をますます所得税その他の税金関係等は、税務署の直接管轄するところであります。従つて今やつておきましては、どういうものを幾らで売らせるということをその都度議会ごとに申出を受けまして、これに、ガス、水道等も、一般的の経営であれば当然に自己支弁になるべきものが、衆議院の方のものを使つておるわけでありながら、そういうものの関係で、他的一般市価よりもはるかに一品ごとに安い値段で協定をいたしまして、その値段によつて売ることを許す、こういふことにして、それだけのもうけを得させないような配慮をいたしておる次第であります。かかる一般の売店が、たゞいま申し上げました通り、二十三

○井上委員

やら、いろいろな福利厚生施設が必要とした店舗、事業所等を貸し与えておられます。が、私はあなたの方の職員がつくなつております共済組合、あるいは消費組合というものがござりますが、ちょうど鉄道の方でやつております弘済会、というようなものがあります。ようくつております共済組合、あるいは消費組合といふのがござりますが、ちいじやないか。何か第三者の運動が行われて、その運動によつて、あなたの方が庶務小委員会や、または事務局会議でここを貸すとか貸さぬとかを決定するということになつて来るのぢやないかと思うのです。そのことのためには、いろいろな話を私ども聞くのです。だからできることなら、消費組合なり、あるいは共済会において商店その他は經營させて行く、もし商店の經營が非常にうまく行かぬというようなことがあれば、そのときまた新しい対策はありますから、一応やはり筋を通しておかぬと、いろいろな同業関係の競争や運動や、忌まわしい話がいろいろことさららに相手を傷つけんとして流布されることは、国会の権威の上からもはなはだ迷惑するところであり、議員がこれを見て知らぬ顔をしているといふうわざを聞くのですが、そういう点からも、これはやはり国会の職員の福利厚生施設としてやつており、また議員全体の利便の上からやつているといふことで筋道を通して、それで法的基礎を明らかにしてやつて行くといふふうにされるのが私は妥当ではないかと思う。われ／＼の足元で、そういう国有资产がどこの法規にも基いていない單なる慣例によつて、議員の利己的な利便のためにこれがかつてに利用され

たのでは、他の官公庁が不当なことを
やつておつたつてわれ／＼は追究でき
ません。だからわれ／＼みずからとのと
ころを、みずから明らかにしておく必
要があると思う。そういうふうに一應
あなたの方でもお考えを願つて、この
問題は明らかにしてもらいたい。特に
最近のように、各会館だつても三つも
のいろいろな部屋が貸されて、いろいろ
な営業が行われているということがあつ
あまり目に余る事情になつてゐる。こ
れはいろいろの弊害をいろいろなとこ
ろに生んでゐる。そういうことからし
て、あなたとしてはなか／＼たいへん
であろうと思ひますけれども、これを
許して、他の官厅の行政関係の財産管
理が弛緩をしたらいいへんなことにな
つてしましますから、これはやはり立
法院としては、その点だけのけじめだ
けははつきりさせておいた方が私はい
いぢやないかと思う。人から非難をこ
うむらないような措置をしておいた方
がいいぢやないか。特に私が申し上げ
ましたように、職員の福利厚生の施設
のその一環の事業として、そういうも
のを經營させて行くと、いう方向を一応
考へてみる必要がありはせぬか。消費
組合はあつちのすみの方で、か細い商
売をやつて、こちらではは堂々と商人が
至るところに店を張つてやつてゐる。
これで消費組合が成り立つはずはあり
ませんよ。だからそういう点で、もし
消費組合がしろうとでうまく行かぬと
いうならば、業者に請負わすとかなん
とか、消費組合の責任でやらすといふ
建前を明らかにした方がいいぢやない
かと、こういうふうに一應私は考へて
おるので、そういう点も御参考にされ

○大池事務総長 ただいまの井上委員のおつしやることは、たいへん「もつともと思ひますが、いろ／＼広範囲にわたつておりますので、ただちに消費組合の方でお引受けをするというような面も、だいまの状態においてはできませんが、まずとりあえずの問題といたしまして洗濯屋の、従来やつておりました白洋舎をやめて、その方面を今回からいたすことにつだけ取上げているわけであります。それ以外の点につきましては、だいまの御趣旨を十分体しまして、小委員会等にもお話を申し上げまして、そういうことのできる面につきましては、そういう方針に進みたいと考えております。

○井上委員 この問題はそのくらいにいたしておきました、昨日質問をいたしました管財局長に対する質問で多少疑問な点が二、三残つておりますので、この際さらにこの問題について二、三質問を許していただきたいと思ひます。

先般私が、元陸軍造幣廠の枚方製造所へ小松製作所への払下げ問題に關して、この払下げの許可はいつしたかということを質問いたしましたところが、一つは昨年の暮れですか、一つはことしの春一月ごろ許可をした、こういう話でございましたが、私の調べたところによると、あと月にある地区を許可をして、いま一つはまだ許可が正式になつてない、こういうことになつておるようであります、さうですが、さうでございますか、その点まず明らかにしておきたい。

う方針を決定しますにつきましては、段階が二つあるわけでありまして、最初にあすこを一括転用して小松製作所に処分して使用させると、いう方針を決定しますにつきましては、段階が二つあるわけでありまして、最初にあすこを現地から具体的に払下げで契約していくかということを現地から言つて参りましたのに対しまして承認をする段階と、二段階あるわけでございます。それで二地区——枚方には今回問題になつております地区が二つあるわけであります、甲斐田地区と申します方は、これは最初の方針の決定が二十七年の六月二日になされておりまして、それから中宮地区の方につきましては、最初の方針の決定が二十七年の九月二十四日になされております。それから中宮地区の方につけられました方針に対する大蔵省本省の承認が、本年の六月二十三日になされましたが、具体的な払下げ契約に対する大蔵省としての承認の決定は、現在手続中であります、まだ完了いたしておりません。

なおもしおわかりになつております
ならば、この払下げが決定いたします
までの間のこの施設、物件等の賃貸借
は、一箇月どのくらいもらつております
すか、御説明願いたい。
○阪田 政府委員 先ほど第一段階とし
て転用の方針を決定すると申し上げたの
であります。ですが、その転用の決定を
するということは、会社に貸し付けるの
契約をするということではございません
ん。こういうような軍の大きな工廠の
施設等につきましては、これをどうい
う方面に処分して、どういう用途に使
わせるかというようなことにつきまし
て、これを一括して処分する方針をき
めることにいたしております。その方
針といたしまして、これは小松製作所
から申請があるが、ここに売り払つ
て、こういう工場施設に使わしていい
だろうという方針を大蔵省としてきめ
たわけでございます。従いまして、実
際に貸し付けると申しますか、この施
設の中に会社が入つて機械の手入れを
するとか、あるいは一部については動
かしてやるとかいうようなことを認め
ましたのは、その後になつております
て、現在甲斐田地区の方につきまし
ては、まだ立ち入らせておりません。そ
れから中高地区につきましては、昨年
の十月一日から立ち入らせているわけ
であります。

三十一日までの期間の分といたしまして二百四十五万一千五百三十円、それからその他の電線等の施設、これは別途使用いたしますので、その關係が一萬三千九百四十二円、それから事務所の土地、建物等に対する分が十五万円、それから機械器具等につきましては、九百四十一台を売り払う予定になつてゐるわけであります、そのうちの四百七十六台分につきまして三百十四万三千五百六十七円、それから変電所の設備、機械等につきまして八万六千三百五十五円、大体これだけのものを調定いたしております。

を得たか。それから、現に中宮地区の方が使用され、もうどん／＼生産がなわれておりますが、この地区的決裁はどういうわけであとまわしになつておるのか。それから私ども疑問に思ひますのは、同じ枚方地方の地区にて、一方は坪当り三十円ぐらい、一方は二百四十円ぐらい、同じ地区にて、何ゆえにかくも坪当り価格が違うのかという疑問が起つて来ます。そういう点についても、この際一応御説明を伺つておきたいと思います。

○阪田政府委員 この両地区の払下げを決定いたしますにつきましては、沖裁の文書をまわす前に、あらかじめ會議を開きまして決定をいたしております。

それから大蔵大臣はどういう説明をして、どういう決裁をしてもらつたかといふお話をあります。これにつきましては、私の方から直接大臣に御説明を申し上げたことはありません。文書課、次官等が大臣の御決裁をいつまでも得るようになつておりますので、その方で様子を聞きまして、御説明申し上げたと思います。

それから片一方の方がきつたのに、片一方はなぜきつておらぬかというお話であります。これは御承知のように、中宮地区の方はまだ決裁が済んでいないわけであります。これにつきましては、いろ／＼と検討をいたしておりるのでございます。見ておりますと、現地に問い合わせましたり、いろいろこまかい点であります。評価のやつり方を修正しなければならぬ問題がない

いろいろ出て来ますので、そのような関係で、特に運らしたわけではないのですが、中宮地区の方はちょっと手間かかりまして、遅れておるというのを実情でございます。

それから土地の坪当りの単価のお尋ねだと思いますが、一方は三十円、方が二百四十円ということはございませんはずで、大体中宮地区の方が坪当り三百田程度、甲斐田地区の方が坪当り二百四、五十円程度の平均単価についておると考えます。

○井上委員 この中宮地区の払下げは、管財局長としては決裁をいたしておりますか。

○阪田政府委員 決裁いたしておりました。

○井上委員 そういたしますと、あなたは現地を見たことがありますか。

○阪田政府委員 見たことはございません。昨年両地区とも見て参りました。

○井上委員 もつと高声で答弁を願したいのです。これだけの物件でありますから、おそらく現地を観察されただらうと思います。あの中宮地区のすぐ前は、ごらんの通り商店街になつておまりまして、しかも幅員約三メートルの道が、京阪国道に貫通しております。そういう交通の便利なよい地帶で、しかも住宅街として非常に適当な地理的条件にある土地であります。最近の地価の関係から、一千円から千五百円、いところは二千円もしておるというふとを、地元の者が言つております。この事実から考えて、これをあなたが決裁するにあつて、五百円と押えたのは一体どういうわけですか。付近のそどうを、地元の者は言つております。このう地価とくらうものは、全然お考えになりませんか。たとえば税務署が固定

○阪田政府委員 大体この土地の売
い価格の調定につきましては、いろ
うの要素を参考にいたしておるので
りますが、付近の類似の基準にされ
るような土地、こういったものの賃貸等
かし大体国有財産につきましては、賃
貸等級について、いい土地が多いわけ
でありますから、近傍の同じような条
件の土地の賃貸価格を一応推定いた
しまして、そういうものを基礎にして
——いろいろなやり方がありますが、そ
ういうものに対する富裕税の評
価の基準価格、あるいは地方の固定資
産税の評価の基準価格というものを實
定いたしまして、かようなものを参考
にいたします。それから台帳価格がか
ざいまして、これは大体取得のとき、
あるいは台帳に載せたときの値段が載
つておるわけであります。そういうよ
うな値段から、その後のこういうう
価の値上がりの指數、これは勧業銀行等
調べておるのであります。そういうよ
うような指數をかけて出してみる。あ
るいはこれは当初買取しておりま
して、正確に全面的にわかつておらない
のですが、大体の買取価格はわかつて
おります。そういうものに対して、買
取時期から売払いまでの地価の値上り
の指數というようなものをかけて出し
ます。その他もちろん近隣に似たよう
な土地の売買例があれば、そういうよ
うものを参考に調べるとか、それか
らその付近に精通する地元の人等の意
見を聞くなどいろいろなことで、いろく
えになりませんか。

そういうような数字を集めまして、合判断して決定いたしておるわけであります。それでお話の土地であります
が、近所に千円とか二千円とかいうう
例があるというお話であります。こ
は具体的のその場所なり事実は、初
て伺いましたので、私存じませんが
こういう大きな広い工場用地を処分
されるわけでありますから、やはりそ
う用途に即した評価をいたす必要が
あるわけでありますと、工場等の入口
近い商店街というようなもの、こと
非常にいい場所にあつて、工場がで
れば非常に商売上いいというような
地を、小さい面積を処分するといふう
なときは、これはかなり高い値段で
が経済原則からどうしても出で来る
思いますが、こういう広大な工場用地
を処分いたします場合には、やはりそ
ういう値段で全体の土地を売るとい
ふことはむずかしいのじやないかと思
います。お説のよくな問題は、十分検討
してみたいと思いますが、一応の考
といたしましては、そういうようなこ
とを私としては考えておるわけであります。

ます。最初に総括下げ価格の二割の頭金と申しますか、一時金を徴収いたしました、その後12箇年賦で代金をとる。延納代金には八分の利息がつくと、いうようなことで、徵収いたす予定になつております。

○井上委員 一応抜いて下してくれといふ申請を出しまして、払下げが決定をしませんと、金を払わないでもいいことになると想いますが、保証金とか、そういうものは全然国有財産の払下げの場合には必要としないことになつてますか。民間の場合は、大体売買契約ができますと、保証金なら保証金を何は入れるということに、普通の取引はなつておりますが、國の場合はどういうことは必要ないのでですか。

○阪田政府委員 これは一般の公入札等で処分いたします場合には、入札者に保証金を積ませるということはいたします。この場合は、随意契約で相手をきめて取引するのでありますので、これは契約の成立いたしましたときに、最初に一割の代金を今度とることにいたしております。現在は契約ができておりますので、代金は徴収しないわけあります。

○井上委員 それはちょっとおかしいですね。といいますのは、もし国が財政法第九条に基いて、適正な価格でなかつたら譲渡しないという方針のもとに、一定の適正な価格をはじき出した。しかし相手がその価格では受取らぬということになりました場合は、売買契約は成立しません。しかしこの問題は、現実においてはすでに小松製作所は国有財産を使用して生産を始めておるのであります。もし国が申し入れた価格が気に入らぬという場合は、現

在の貸借関係——貸借関係ができるおるかどうかわかりませんが、代金を払つてある以上は、貸借関係が事実上成立しておるということになりますよ。そうなつて、このまま居すわられた日にはどうなりますか。そんな高いものは買えぬといつて相手が居すわつて、安い賃貸価格しか払わぬといふことになつたらどうしますか。そこがちよつとおかしいことになりますね。何か強い非常に力のあるものには保証金をとらいでも貸すわ、そしてその売買においても、保証金も何にももらわいでも売買契約をするわ、そういうことが一体常識上考えられるのでしようか。

よつてはそういうものも確かにありますけであります。従いまして、この場合におきましては、すでに政府に納めさせたわけではありませんが、甲斐田地区につきまして、第一回に納める金額の二割に相当する金額が、その会社の所有のままで預金になつておるわけであります。金を積ませまして、それを保管させております。それで契約が成立すれば、ただちにそれを收納できるような形で確保してござります。

○井上委員 現在小松製作所の看板が上つておりますが、あそこから省線の四条曇の片町線につなく引込線があたりますが、この引込線は現在国有財産になつておりますか、それとも国有鉄道の所管のもとに置いてありますか、それは一休現在どこの所有監督権の中に入つておりますか、その点を明らかにしておいていただきたい。

○阪田政府委員 この引込線は、私どもの方で管理しておりますが、普通財産の整理になつております。今回の払下げの関係、どの分が払下げ分の中に入つておりますか、どこからどこまでの分が入つておりますか、ちよつと今調べないとわかりかねます。調査の上で申し上げます。

○井上委員 それは今度の払下げ物件の中に含まれてないと思いますが、しかるにこれを使つておつた場合はどうなりますか。

○阪田政府委員 これはやはりその使用の度数に応じて、そういう場合ありますれば、当然使用料金をとるわけであります。このほか枚方の施設につきましては、変電所の設備でありますとか、水道の設備でありますとか、い

いろいろ共用されるものがあるわけでもあります。そういうものは、払下げたしません場合には、使用的の程度に応じて使用料を当然とするわけであります。

○井上委員 私は先般この枚方製造所に類似しました元陸軍造兵廠、または海軍造兵廠、その他の国有財産で最近払い下げました物件及び払下げの条件、評価等についての資料を要求しておりますが、まだ出ておりません。これを出していただけましょか。それから特に問題になつておりますこの枚方製造所の小松製作所へ払い下げますところの物件、土地、建物等の政府が評価いたしました評価簿、相手側から出しております申請書、これは現物のまま本委員会に今明日中に提出を願いたいと思いますが、できますか、この二つを伺つておきたい。

○阪田政府委員 ただいまの資料はでできるだけ急速にとりまとめて御提出いたします。それから払い下げ申請書等の実物は、実はまだ役所で処理を進めている書類でありますので、御用のときにはその都度お見せいたしますと御了承願います。

○淺香委員 議事進行について……。

局長に伺うのですが、大阪放方の旧工廠のあと、今小松製作所が使つている問題のところへ私どもが視察に行くということに昨日なつたのであります。が、昨晩のラジオでは、理事会においてこれを財政法違反である、よつて局長の方から資料を今まで出して来ないので視察に行くというようなことの放送があつたのであります。これはラジオを聞きまつた場合に、心理的にいろいろな影響を与える問題なりと私は考

えるのであります。が、ラジオをお聞きになりました局長のそのときの心は、どんな気持でお聞きになりましたか、一度お伺いしておきたいと思ひます。

○阪田政府委員 私はラジオを聞かれたものですから、その点の心境を申し上げようもないわけであります。が、事実に違反している報道といたしますれば、適当に処置いたしたいと思ひます。

○淺香委員 その点どういう根拠から財政法違反であるということを言わねたのか、私には今のところわからぬのですけれども、ただこういうことがかつたから視察に行くというのなら話はわかりますが、財政法違反であるよといふに思うから視察に行くということになります。が、与える影響は非常に大きいと思います。

それから資料の点であります。先般来井上委員から資料の提出方をたびたび督促しておられます。が、すでにあつたの晩現地へ視察に出発しようとするところの今日に至っておりますのに、まだ資料が出ておりません。この場合間に、この何日の間資料の遅れておりましたところの理由を、委員長にあなたの方から了解を求められたかどうかといふことも、一点お聞きしておきたいと思います。

○阪田政府委員 先ほどのラジオ放送の財政法違反とかいうお話をですが、これは私も実は聞いておらないわけですけれども、私どもいたしましても、どういう根拠に基いて、どういうわけでもそういう放送がされたのかまったく存じておりません。財政法違反といふのは何を言つておるのか、私どもし

てもまったく見当がつかない話であります。御了承願いたいと思います。

それから資料につきましては、こればかり広大な資料になりますので、これ急いでやつております。ただいまお話をいろいろ実地に御調査になるような場合には、必ず間に合うように調整いたしますから、御了承願いたいと思ひます。なおこの委員会の事務の方の方にも、御連絡申し上げてあります。

○井上委員 私が昨日質問をいたしましたことに関連をして、今淺香さんから非常に重大な発言がありましたから、一応私から説明を申し上げておきますが、これは私の勉強の不十分もありますが、浅香さんは存じませんが、私の調べましたところでは現地の諸事情を伺いました。それでこれが適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない」という規定があります。そこで私は現地の諸事情を伺いました。管財局の当局としては、これが適正な価格であると認定をしておりますが、少くとも地方税を徴収いたしております。その奥では十町の道のりのある所がある。近の地理的諸条件から勘案をしまして、これが適正な対価であるとは、私は考えておりません。だから、私はこれは意見の相違ではあります。これが適正な価格であると当局は認めておりましょし、われくはあの機械設備、建物等を評価しました場合、全體でもつて九億四千万という評価は、安きに過ぎると私はにらんでおるのであります。そこで財政法第九条に違反する疑いありといふ点を私は主張しております。これは一応現地を調べて、実際に当つてみて、それが適正な評価であるかどうかということ

が検討された後でないと、私どもとします。御了承願いたいと思います。

されませんが、私は財政法第九条の規定に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○淺香委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○内藤委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○内藤委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○内藤委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

て、管財局長のこの委員会におけるところの御答弁は一応了承できる。しかしながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○内藤委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○内藤委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

が検討された後でないと、私どもとします。御了承願いたいと思います。

されませんが、私は財政法第九条の規定に違反する疑いありといふ発言をいたしておるのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○内藤委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

○内藤委員 そういう趣旨におきまして、資料等も迅速に出していただきながら、お聞きのように両工場の所に違反する疑いありといふ発言をいたしておのでありますから、その点は誤解のないように願いたいと思いま

す。

するわけであります。今の食糧の配給機構はどういうふうになつておりますか。

○新沢説明員 お答え申し上げます。

現在政府が配給を担当いたしておりますのは米でございますが、米につきましては、まず中央におきまして各県別に月別配給計画を、県から出されて参りました資料に基いて立てます。そ

りました資料に基いて立てます。そ

してその配給計画を各県にございまして、私どもの出先機関であります食糧事務所に通達いたします。食糧事務所から、これは登録になつております卸商がありますが、その卸商に対して売渡す。卸商はさらに自分のところに登録を受けております小売商を通じて、所定の配給計画に従つて小売商が各消費者の家庭に配給する、こういう過程をとつております。

○小川(豊)委員 そこでちよつとお尋ねしたいと思うのですが、片柳さんと

いうあなたの方の先輩が社長をしておられる日本糧穀株式会社といふ会社があるのは、御承知だと思います。この会社はどういう仕事をしておられますか。

○新沢説明員 この会社は、配給と申しますが、主食の御なり小売なりを担当している会社ではございません。主食の配給と別の仕事をやつておられます。

○小川(豊)委員 それはわかつていません。だからどういう仕事をやつておられるか。あなたの方では、多分にこへも払下げをなさつておられるのではないかと思う。ここはどういう仕事をやつておられますか。

○新沢説明員 これは、主として配給そのものは、商業行為をやつております。

に向けますものの中間的な、取次的な機能と申しますか、そういうものをやつております。

○小川(豊)委員 もう一点、さらに参議院の方で梶原さんという方が社長をしておられる全糧連というのがありますね。この全糧連というのはどういうことをなさつておられるか。

○新沢説明員 これは昔食糧配給公団

というのがございましたが、食糧公団が廃止になりましてから、それ／＼米の配給業者、卸業者、小売業者を含めておりましたが、そういう配給業者にかわつて行つたわけでございます。公団がなくなつて、そういふように商人的なものにかわつて行つたわけなのであります。今お話をございました略称

全糧連と申しますか、そういう卸業者は

は、主食になる食糧は取扱つていなければ、ただ主食になる以外のものを取扱つている。こういふうな御答弁でした。それから全糧連は、もちろん配給

米の仕事をしておる、こういうことであります。そうしますと、あなたの方の先輩である片柳さんが日本糧穀株式会社の社長、さらにもう一人の先輩である方

が全糧連の社長になつておられる。こ

が金糧連の社長になつておられる。こ

ぎをするようなことは全然ありませんか。

○新沢説明員 全糧連と申します団体

は、先ほど申し上げましたように、配給米の配給機関でありますものの全国

團体でございます。それで、この全糧連そのものは、商業行為をやつております。

ませんので、配給米につきましては、これは各県の傘下団体が政府から直接受けております。全糧連といたしまし

ては、配給米のほかに、副業的にやつておる仕事があるうかと思います。そ

ういう関係については存じませんが、政府が払下げをいたしますものにつきましては、御質問のような途径をとつて流れるることはございません。

○小川(豊)委員 この問題は、またあ

とでお伺いいたしますが、きのう私の質問につきまして、長官はこの事故米

というの、輸入の総量の二%弱だ、

こういふうな御答弁がありました。これは間違ひありませんね。

○新沢説明員 お答え申し上げます。

大体その見当でございます。

○小川(豊)委員 そういたしますと、

五月ごろに黄変米の競争入札を行つた

よう聞いておりますが、この数量は幾らを入れ札に付しましたか。

○新沢説明員 お答え申し上げます。

東京食糧事務所を通じて、二十七年の

五月ごろに黄変米の競争入札を行つた

よう聞いておりますが、この数量は

五万トントン落札をいたしております。

○小川(豊)委員 そのときの入札の資格者は、酒造会社のみと限定して、国

税庁の証明を持つておる者でなければ

できなかつたということを聞いており

ますが、その入札の結果はどうであつたか。それからこれは国税局としても

知つておるはずですか、この落札し

た会社名と、その数量とをひとつお教え願いたい。

○新沢説明員 輸入米全体につきまし

てはともかくも、個別に事故品、黄変米等に限りまして、そういうような原

料計算をやつた資料はございません。

○小川(豊)委員 そのとき東洋醸造へ払い下げたのは三千トンですね。

○新沢説明員 そうです。

○小川(豊)委員 そのほかに味の素系

統の三楽とか、あるいは宝酒造とか、

こういふところはこのとき払い下げましたか。

○新沢説明員 ただいま申し上げまし

たのは、そのとき指名競争入札により

きちんと手元に資料を持つておりま

せんので、そのときの最低入札価格

で、五月底にこれは再入札をやつたの

だ、こういふうに聞いております。

ただいま東京食糧事務所を通じて、競争入札をやつたことがあるかというよ

うなお話をございますが、昨年やりましたのは、これは本省で直接取扱いまして、本省で入札をいたしまして、こ

れが約三千七百トン落札をいたしております。

○小川(豊)委員 そのときの入札の資

格者は、酒造会社のみと限定して、国

税庁の証明を持つておる者でなければ

できなかつたんだということがうわざされておるが、これはあるかないかわか

これをひとつお教え願いたい。

○新沢説明員 輸入米全体につきまし

てはともかくも、個別に事故品、黄変米等に限りまして、そういうような原

料計算をやつた資料はございません。

○小川(豊)委員 そのとき東洋醸造へ

払い下げたのは三千トンですね。

○新沢説明員 そうです。

○小川(豊)委員 そのほかに味の素系

統の三楽とか、あるいは宝酒造とか、

こういふところはこのとき払い下げましたか。

○新沢説明員 ただいま申し上げまし

たのは、そのとき指名競争入札により

きちんと手元に資料を持つておりま

せんので、そのときの最低入札価格

で、五月底にこれは再入札をやつたの

だ、こういふうに聞いております。

ただいま東京食糧事務所を通じて、競

争入札をやつたことがあるかというよ

うなお話をございますが、昨年やりま

したのは、これは本省で直接取扱いまして、本省で入札をいたしまして、こ

れが約三千七百トン落札をいたしてお

ります。

○小川(豊)委員 この東洋醸造に売り渡した黄変米が、昨年の夏になると、百トン程度だと思うのですけれども、和歌山県にこの米が流れ、配給所にまわつて、配給所によつて配給された。そうして警察の摘発を受けていたが、あなたはこれは御承知ですか。

○新沢説明員 私も実はなり立でございまして、存じておりません。

○小川(豊)委員 知つておらないとなんと聞くわけに行かないのですが、先ほど私が聞いた、和歌山県にすでにやる予定があつたから、静岡県の大仁にこの会社があるにもかかわらず、和歌山県の倉庫へすでに予定しておいたということが、ここで想像されるのであります。そしてこれを和歌山県に輸送したわけなんです。この証明は、どこで出すわけですか。

○新沢説明員 輸送証明は、その現品を保管しております食糧事務所で出すことになつております。

○小川(豊)委員 そうしますと、きのうの答弁では、東洋醸造に払い下げたならば、東洋醸造がアルコール用として使うのであつて、その他にまわすこととは許していない。そして、そういうことがあつた場合には、再度入札等はさせない、払下げはしない、という答弁があつたのであります。そこで、この東洋醸造に払い下げられたものが和歌山県にまわるのは、米を持つて行くのですから、証明がなければできないはずです。その証明をどうやって手に入れたか、これがわからない。百トンもの米を運ぶのに、証明書なしで運ぶはずは

ない。どうして役所はこれに対しして証明を発行したのか。

○新沢説明員 輸送証明は、現地の食糧事務所で発行すると申しましたが、御指摘のような件に対して、輸送証明を発行したはずもないと思いますし、どうも私も発行していないので、かと思つております。

○小川(豊)委員 そうするとおかしいですね。東洋醸造に払い下げたのは、どうも私も発行していないので、いかかと思つております。それもかわらぬもの米が運べるでしょうか。どうも私どもには、証明書の発行がなければ運べないとと思う。それにもかかわらず、これが堂々と和歌山県に運ばれて、しかも食糧として食つてはいけないという米を、食糧としてまわされている。これは輸送証明がなければ運べないはずだが、あなたの方で発行しないというと、どうしたことになるのか、今度は私にもわからなくなつて来るのであります。

○新沢説明員 輸送証明は、その現品を保管しております食糧事務所で出すことになつております。ですが、国税局もこの事情を把握しておりますか。

○平田政府委員 借質問があるといふことで、けさ取調べて参つたのでござります。その事情を少し御説明申し上げます。

○小川(豊)委員 そこで、こういう食糧の横流しは、酒造用に用途転換が非常に行われていますが、国税局もこの事情を把握しておられますか。

○平田政府委員 借質問があるといふことで、けさ取調べて参つたのでござります。その事情を少し御説明申し上げます。

○新沢説明員 ただいま食糧所からお話をありますたように、昨年の五月三十日に、指名競争入札によりまして、食糧用に向かう新しい黄変米を酒造用に向ける、こういうことで行われたわけでございます。その際国税局といたしましては、この点はあとでお聞きします。

○新沢説明員 それで、けさ取調べて参つたのでござります。その事情を少し御説明申し上げます。

○小川(豊)委員 そこまで払い下げて来ていましたが、取調べの結果になつたらしく、それが刑事事件になつて取調べられました。東洋醸造自体といたしましては、取調べの結果は、関係者の仲間の方が、それから程度の責任を問われるという結果になつたらしく、それが刑罰事件になつて取調べられました。東洋醸造は、関係者の仲間の方で一年間に手に入るわけではありませんでしたか。

○新沢説明員 昨年の八月二十二日でござります。三業に対しましては、こなたの方ははとんど指名入札もしくは隨意契約でやつておるようで、競争入札等のことはあまり一般にさせないでいる。これはガンニーとかファイナンスなどはほとんど隨意契約です。

○小川(豊)委員 これは私はおかしいと思うのです。きのうの長官の答弁では、そういう払い下げた用途目的を変更するようなことはさせない、こう言つておりますながら、これがそつちに流れ出る。しかも輸送証明がなくて百トンも流れ出る。それから調べた結果

○新沢説明員 今まで払い下げておりますのは、指名競争入札によりますものと、隨意契約によりますものとござりますが、どうも食糧所に關係のある方々が議員に出て、それが何々といふと、私はこの点でも非常に不明朗だと思いますので、この点はあとでお聞きします。

○新沢説明員 それからここできの方では小破とか中破とか大破とか区別してある。しかも小破のものを、大破あるいは中破といつて払い下げている傾向があるのですが、これはあなたは

札に入るに適當な人だという意味の、入札資格相当者というものの証明書を、食糧所に出しております。それを出したのが五人ほどおりまして、そのうち実際に参加しましたのは、今申し上げました三名、それが落札しました、こういうことであります。そのあと点につきましては、いろいろ話を聞いておりますが、私が聞きました

○平田政府委員 これは酒は、もちろん原料によつて課税するというようなことはやつております。できた製品によつて課税いたしております。

○小川(豊)委員 それは、アルコールの量で課税するのか、それともできたアルコールの量で課税するのか、どう

はいけないと思う。これは犯罪であるとかないとかいう問題ではなくて、そういう点をもつと慎重に考えてもらわなければならない。この点について、私もつと自分の調べたものがありますが、あとで聞くとしてきょうもわなければならない。この点について、私はつと自分の調べたものがあります。そうして九十万トン米を輸入しておるとすると、この麻袋は九百万枚

あなたの方で一年間に手に入るわけですね。大体そうですね。それから手持ちが五百萬枚くらいあると見て、四、五百萬枚の麻袋を食糧所は持つておる。その中から年々二百四十万枚くらいずつあなたの方で払い下げている。払下げ先も、たとえば石川産業、中本、こういうところへ払い下げている。これはガンニーとかファイナンスヤー、百キロ入り、五十キロ入りといふのがあるが、ガンニーは幾らくらいで払い下げるのか、あるいはファイナンスヤーはどのくらいで払い下げておられるか。

○新沢説明員 ガンニーの方は、たしか一袋二十五円で払い下げていると思いました。これは間違つておりました。御訂正申し上げます。ファイナンスヤーの方は、たしか二十円と記憶いたしました。

○小川(豊)委員 この麻袋は、あなた

向が多分にある。なければあとで私がお聞きする。食糧厅から払い下げられた麻袋、ガニーをあなたの方で五円で払い下げているものが五十円くらいでどんどん取引されているとするならば、これはあなたの二十五円が小破であるか中破であるか別としても、大破であるならばそんなことはできない。三分の一までは小破だ。あなたの方では、この点は小破であるにもかかわらず、もつと傷の大きいものとして払い下げているのじやないか。そういう疑惑がここで多分に持たれるのだが、これはどうですか。

○新沢説明員 麻袋の払い下げにつきましては、直接払い下げをやつておりますので、この麻袋を運用する機関といしまして、麻袋会社がございますが、それが回収して、実際の需要者に対する売渡しをやつておるわけでございますが、食糧厅といいましては、食糧厅のボストに関連して参りますので、この麻袋会社に対して一応の払い下げについての基準を与えますと同時に、払い下げにあたりましては、その都度申請をさせまして、払い下げを認めておるわけでございます。払い下げの基準といたしましては、お詫のようになつておるわけが当継ぎをして十分保管に耐えるものは、何回か当継ぎをして使つて行く。非常に破れて、修理しても使えないものに限つて払い下げを認めておるものでありまして、そういうもので申請をいたしておるわけでありますので、原則として、そういうものはないかと思ひますので、麻袋会社のそういうふう払下げにつきましては、さらに監督

を厳重にいたしまして、そういう疑惑

のわかないようにいたしたい、こう考

えます。

○小川(豊)委員 先ほど申し上げまし

たように、麻袋でも麻袋会社というも

のがつて、ほかの業者を集めて競争

入札させるのでなく、麻袋会社に一手

にやらせている。それから日本糧穀と

いうあなたの親玉がやつしている会

社、あるいは全糧連、こういうものま

でそういうふうにやつている。ここに

疑惑を持たれる問題がある。ことに、

あなたのおつしやつたようだ、あるいは

間違つて小破にしかすぎないもの

が大破として取扱われているかもし

れぬが、小破のものが大破の形でたく

さん出ている。そうでなかつたなら

二十五円のものが五十円ずつで取

引されるはずがない。

それから次にもう一つは、日通は食

糧厅のドル箱だといわれておるので

私は農協に關係しておつてよくわかつ

す。これは私が言つておるのではない

んですが、こう言つておるのです。

お聞きしたのではなくて、日通との契

約の内容なんです。私の調べたところ

では、日通との契約の中にさもなくの

費目を計上してあつて、これは幾ら、そ

れは幾らと行くと、非常に高い運賃を

あたなの方は日通に払つておる。この

契約も、今あなたは公正妥當と言われ

たが、これは日通にとつて公正妥當で

あるかもしれないが、われくにとつて

は公正妥當と見ない。であるがゆえ

に、この点で日通との輸送契約の経費

算出の内訳を示してもらいたい。

○新沢説明員 御質問の通り、いろ

いろ一つの組織のあるところにやらせ

なければならぬだろうということはわ

かるけれども、あなたの方と日通との

關係は、まだ私通り下げられないから

つきり言えないが、ただ日通は、食糧

厅のドル箱だといわれておる。しかも

と言つても、日通でなければいけな

うで駅に入り、それから大運送を経て消

しておられるので、あなたの方の親

玉であつた。麦もそつてある、米もそ

うでもないと思うのあります。そ

の意味において、外米は価格も高い、

いといでので、あくまでもそこにやられでいるのですが、日通とあなたの方の関係はどういうふうになつていてですか。

○新沢説明員 関係はどうと言われて

も、私的な関係はないわけであります

が、食糧厅といましては、相当多

量の、いろ／＼輸送条件の違う荷物を

取扱つております。その輸送条件の違

う物ごとに、いろ／＼別の多角計算を

し、別々の業者に請負わせますより

は、日通として過去何年間か長い間や

りました実際の実績等によつて出た輸

送距離を基準といたしまして、公正妥

当な価格を要約いたしまして、しかも

そうした方が便利だというわけで、元

で、やはり若干法定運賃よりも下まわ

りますが、それ／＼の項目につきま

して、必ずしも法定運賃そのものを払つ

ておるというわけではございませんの

で、やはり若干法定運賃よりも下まわ

りますが、それ／＼の項目につきま

して、必ずしも法定運賃そのものを払つ

財政的にも経済的にも小麦を今後の食糧生活の中心に考えなければならぬとつきまして、粉食の普及徹底について、どういうようなことでこの粉食の普及徹底を考えておられるか、おわかりになる範囲内においてお話を願いたい。

○新沢説明員 確かに日本の食生活の構造から言いまして、今までのようにもばかりにたよつておりましたのは、困難な問題が打開されませんので、粉食にたよつて行かなくてはいけないという御意見は、私どもまさに同じ感度でございます。粉食を普及することにつきましては、主食だけの問題ではなくてはございませんで、副食の問題にまでつながつてゐる問題でありますし、単に啓蒙宣伝という過程だけでは、所期の目的を達することは困難であるといふ見地から、今回法律改正案を出しまして御審議を願つております案件に關係いたすわけでございますが、学童給食の面におきまして、安い価格で小麦を払い下げる。学童が実際に食べてみると、自分自身も粉食の体験をして、またその家族に対しても粉食を伸ばして行くような措置をするような意味合いで、私どもの考え方の一つの重点が、学童給食に置かれているのござります。

○**新沢説明員** 専門的な質問をいたしましたが、総務部長ではそういう技術的なことはわからないだろうと申しますので、長官がおいでになつたときに願いたいと思います。

○**内藤委員長代理** 淺香さんに御相談に出すといつておられましたが、私の要求したアルコール用、菓子用、みそ用などにわけて、あなたの方で払下げておる種別と、払下先と、数量、日時、その価格を急いで出してもらわないと、私の質問ができなくなつて来る。これを急いで出してください。

○**新沢説明員** 念のために伺いましたが、今おつしやつたものは、いわゆる事故米の処分としての品種別の中のものでござりますか。

○**小川(豊)委員** そうです。

○**新沢説明員** できるだけ早く出します。

ただいま米の輸入先の予定はタイ、ペルマ、アメリカ、イタリア、スペイン、台湾、あと若干前に貸したものとの返還等がございますが、おもなところは以上申し上げた通りであります。これらから輸入いたしました価格は、それなく国別に違いますが、大体見込み価格を立てまして、それを平均いたしたもののが予算に載つてゐる価格でございまして、大体全部平均いたしますれば、予算に計上されているような価格で輸入できるものと考えております。

せんでしたならば資料でひとつお出し願いたいと思います。この九十万トントの外米が輸入されるについて、例の問題の碎米はどのくらいのペーセンテージでこれに含まれておりますか。それともプラスしますのか、その点が一つ問題になつて来ます。

それから例のビルマにおきます黃麥米の輸出規格という問題が、また外交折衝においてまだはつきり了解が成立していないようない状態でございます。そういう場合に、ビルマからの割当を政府が引受ける場合、万が一また去年のように黃麥米が入つておるというとになつた場合、政府は全部をキヤンセルするだけの腹を持つておるのか、それとも黃麥米の混入を防止するの外交的な話が成立するまでは買付の契約はしないのか、これが一つ問題になつて来ます。そういう点について、よくひとつ御検討願つた上で、お答えを願いたいと思いますが、同時にこの九十万トンの外米が予定通り入りませんと、本年の政府の需給推算から来ます内地米の買付であります、これを大体四百二十三万トンほど政府は買付ける予定をしておりますが、その四百二十三万トンの買付が予定通り行く——政府が予算米価として提出しております米価で予定通り進捗するとお考えになりますか、これをお答え願いたい。

序の経費をもつてやつておるのです。ところが、市中には、どこへ行つても白い飯が大盛りでどん／＼供給されておる。このごろでは、汽車の窓からも平気で弁当が買入れられるようななまけた態にある。あの米は一体どこから来ておるか。あのまま政府はいつまでも任せておくのですか。ああいうことをやつして、一方において都會の者には十日分しか食わさないで、やみで生きようとすれば、やみ米は非常な大きさの値上がりをして家計を圧迫しておる、こういう食糧政策が一体ありますか。あなたにそういう政治的なことを言うたつて、私は事務の方をやつておるので、こんなむずかしいことは大臣に聞いてくれと言われればしまいですけれども、事務當局としても、この問題については真剣な検討、対策を講じて、統制するなら統制する、やめるならやめるなりはつきりせなければ、しておるやらないいかわからずに、高い月給を出して、われ／＼じつと食糧手当の何万という人を養うわけに行きません。われ／＼は、十日分しかあなた方の行政において配給を受けていないのですから、そういう実情から考えて、もう少し内地米に対して打つ手はないかという問題を考える必要があると思う。事務當局の見解を一応聞きたい。大臣は、あなた方の言つたことをそのまま受け継いで答弁をされる、あなた方の進言によつて判をつきおるのだから、ロボットみたいなものだ。ですから、あなた方のほんとうの真剣な腹というものをこの際私は承りたいと思ふ。

米は確かに小麦等と比べますと、需給は世界的にきゆうくつでございますので、なか／＼なまやさしい考えでは、計画通り入らないことは御指摘の通りでございますが、幸いにも米の世界における生産状況は、年々よくなつて来ておりまして、この四月にシンガポールで開かれました米の国際会議におきましては、米の生産国が輸出可能数量を、米の輸入国、消費国が米の輸入希望数量を持ち合つて会議をしたわけでございますが、その会議でつき合せた数字の結果は、たいへんうまいことに、昨年ほど輸出に困難しておるという状態ではございませんで、大体需給のバランスがとれた状態になつておつたわけであります。そしてこの会議におきまして、輸入国と輸出国との間の大体の大筋の道がここでついたわけでございます。個々の国との輸入の問題につきましては、それ／＼輸入協定を結んでおるわけでありますが、この中には、お詫の通りもうすでに輸入協定ができて、本年度の輸入協定の中に入っている地域もございますし、今後九月以降新たなる協定が結び直されるものもあるわけであります、概観いたしまして、先ほど申し上げましたような事情で、こちらの所要数量に対しましては、輸出国側としては、大した難色を示すことなく輸出をしてくれるのじやないか、こういう見通しを持つておる次第でございます。ただ価格につきましては、需給事情が昨年に比較しまして非常によくなつたと申しましておる次第でございます。ただ価格につきましては、非常に有利な価格で取引

できるということはあるいは望めないかもしませんが、量については、ほんぼ私たちの考えておる数字は確保できることではないかと考えております。それから先ほど申しました輸入数量の九十万トンの中に、碎米は込めてございまして、日本へもござります。

へ、小麦へということは、主食の面
けではなか／＼達成されない問題で
さいまして、副食を含めて、また國
の経済状態とも大いに關係して来る
けで——これは申し上げるのもおか
いかと思ひますし、御承知のことか
思うのであります。が、實際米を食う
りも、粉食をとる方が食生活全体と
ましては、どうしても費用がかかる。
いうのが実情でござりますので、經
状態全体の向上發展とにらみ合せて、
そういう方向に行くことは、私どももし
しても望ましいことであると思ひます
し、そのようにみなが努力しなければ
ならぬと思しますが、急速に、一、二
年のうちにただちにということは、
あるいは困難かと存じます。

おりますのは、横浜港に建てるということです。それ以外のところについては、予算との関係で、諸条件がいろいろと錯綜いたしますので、実地の選定を行つておりますが、まだいずれとも決定しておりません。このサイロの運営につきましては、これは国の施設であり、国がみずから運営して行くという建前をとつております。

○井上委員 その食糧研究所というのがもう少し活発に活動いたしますならば、粉食の普及徹底というものが相当行けるではないかと考えるし、同時に、食糧厅は従来米麦だけがおれの所管だからということと、他の畜産、酪農等についてはどうも積極的でない。同じ食糧厅にあります他の食品課関係、たとえば澱粉、砂糖等の行政、油糧関係の行政、これなんかもほとんど活発な活動はされておりません。この面をもつと活発に粒食の行政等に対抗できるように盛り上げて行かなかつたら、粉食の普及はいよいよ困難になつて行きます。ところが米の方の問題は非

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

るようなど、いろいろなことで、指定商社を脅迫しているわけでござります。幸いにいたしまして、今まで船積みになつたものにつきましては、黄麴粒の混入は見ておらないようであります。ただだん／＼雨期に入るに従いまして、そういう問題が起きて来ようかと思いますし、商社だけでは向うの政府なり関係機関に対しますのに弱いので、今回はそのうしろだてといふ意味合いで、本省から係官も出しまして、できるだけ現地でそういうような危険性のある米を船に積み込まないようにしてやつておる次第でございます。

それから予算面で見ている買付数量が、はたして買えるのかどうかといふお問い合わせがございますが、現在のよう

○井上委員 本年政府の経済政策並びに財政演説を聞きましても、米の輸入ができるだけ節約して麦類の輸入に振りかえるということを、政府は施政方針演説において明らかに示している。實際上振りかえることができますか。できるとあなた方事務当局では考えておりますか。この予算に提出しております数字、たとえば九十万トンを八万トンに切るとか、あるいは麦の方をそれだけふやすとかいうようなことが現実にできますか。

へ、小麦へということは、主食の面ではなか／＼達成されない問題でございまして、副食を含めて、また国の経済状態とも大いに関係して来るわけで——これは申し上げるのもおかしいかと思いますし、御承知のことか、と思うのであります。が、実際米を食うよりも、粉食をとる方が食生活全体としては、どうしても費用がかかる。いうのが実情でございますので、経状態全体の向上発展とにらみ合せて、そういう方向に行くことは、私どもとしても望ましいことであると思ひますし、そのようにみなが努力しなければならぬと思ひますが、急速に、二年のうちにただちにということはあるいは困難かと存じます。

○井上委員 たしか食糧庁所管じやなかつたかと思ひますが、食糧研究所といふものがあつたはずです。そこはこれを研究しておるのですか。そういうことを研究するのと違うのですか。

おりますのは、横浜港に建てるということです。それ以外のところについては、予算との関係で、諸条件がいろいろと錯綜いたしますので、実地の選定を行つておりますが、まだいずれとも決定しておりません。このサイロの運営につきましては、これは国の施設であり、国がみずから運営して行くという建前をとつております。

○井上委員 その食糧研究所というのがもう少し活発に活動いたしますならば、粉食の普及徹底というものが相当行けるではないかと考えるし、同時に、食糧厅は從来米麦だけがおれの所管だからということと、他の畜産、酪農等についてはどうも積極的でない。同じ食糧厅にあります他の食品課関係、たとえば澱粉、砂糖等の行政、油糧関係の行政、これなんかもほとんど活発な活動はされておりません。この面をもつと活発に粒食の行政等に対抗できるように盛り上げて行かなかつたら、粉食の普及はいよいよ困難になつて行きます。ところが米の方の問題は非

ありますのは、横浜港に建てるということです。予算との関係で、諸条件については、予算との関係で、諸条件がいろいろと錯綜いたしますので、実地の選定を行つておりますが、まだいずれとも決定しておりません。このサイロの運営につきましては、これは国の施設であり、国がみずから運営して行くという建前をとっております。

○井上委員 その食糧研究所というのがもう少し活発に活動いたしますならば、粉食の普及徹底というものが相当行けるではないかと考えるし、同時に、食糧厅は従来米麦だけがおれの所管だからということで、他の畜産、酪農等についてははどうも積極的でない。

同じ食糧厅にあります他の食品課関係、たとえば澱粉、砂糖等の行政、油糧関係の行政、これなんかもはとんど活発な活動はされておりません。この面をもつと活発に粒食の行政等に対抗できるように盛り上げて行かなかつたら、粉食の普及はいよいよ困難になつて行きます。ところが米の方の問題は非常にやかましく論議され、検討され、いろいろな具体的な対策も立てられますけれども、いわゆる副食関係の蛋白、脂肪給源の対策については、ほとんど責任所管がないと言つていいほどであります。畜産局があるけれども、畜産局は、御承知の通り農家経済の安定と農業生産力を高めることをまず第一の条件にして、その結果できるものが国民の体位向上と食生活の改善ということになつておつて、これは第二次的になつておる。だから、かんじんの事実上消費者関係を対象にしたものについては、蛋白、脂肪給源を所管する仕事

ような現状にある。これはあなたの所管じゃないけれども、このことはもつと積極的に取上げられなければならぬし、これをやるためにには、どうしても農産物価格の支持を一応政府の方で腹をきめてやらねばならぬのに、聞くところによると、農産物の支持価格といふものはもう今度の国会でも問題にしない、高くなろうが安くなろうがそんなことはかまわない、米の価格だけ押えておけばいい、どうもこういう方針になつておるそうだが、やはりこれはさきにあなたが御指摘のように、どうしても副食関係を粉食の中へ取入れられるようだ総合栄養の構成が考えられませんと、何を普及宣伝をしましてもだめであります。その点について、総務部長さんはお帰りになつたら、食糧局の中にそういう一つの権威のある機関をつくられて、大臣の施政方針を具体化する方向に、やはり国の食糧政策を持つて行くべきである。いつまでも粒食の米麦だけに食糧局がかじりついておつて、食生活の改善への新しい食糧構成の面については、予算的、法的措置が一向譲ぜられないということでは、私はいかぬと思うのであります。あなたはどう思いますか。総務部長として長官や大臣を勧かして、そういうことをやるだけの考えはありますか。

○新沢説明員 その点については、私が御答弁するのもどうかと思いますので……。

○井上委員 あなたをつかまえてどうこう言うのではないか、どうも官僚の機構といふものを見ておると、事務当局が発言権の中心になつて立案するわけです。だから、従来の米麦中心の粒

食本位の食糧政策というものは、もう日本の立地条件その他から、どうしても粉食に移行して行かなければいかぬという一つの方向が出ておりますから、少くとも食糧行政をそういう新たな方向へ持つて行くべであると私は思ふ。口先では皆言ふけれども、實際それを具體化し、実行し得る施策が立ちあれてないのです。そういう点について、事務当局としても御検討を願い、

そういうことが国の政策に現われて来るようやるべきではないか、こういうことをあなたに聞いておるのです。それは結果大いに大臣にも次官にも吹つ込んでもらつて、どんどやつてもらわなければいかぬ。私の考えはこういうわけです。これは政治的な意図を含んでおるということで、事務当局としては、必ずしもございませんで、一時少し下つて、ずっと横ばいの状態を続けております。そういうわけであつたと、これは米だけではありません、そのほかの食糧、たとえば精麦の価格等の動きを見ましても、やはり先ほど申し上げたようなことかと思いますので、実は現在のところ、繰上げ配給、あるいは特配等の措置はまだいたさないであります。

○井上委員 よろしくございます。

○内藤委員長代理 委員長から食糧局にお願い申し上げたいのですが、先ほどの同僚委員小川君から、黄麥米が和歌山県に輸送されたことに対する輸送証明の問題がございました。この委員会におきまして、不明瞭なことになつてしまつて、不思議なことになつてしまつて、不思議なことに思ひます。これはまさに残念に思いますから、この輸送証明の問題は、食糧局の責任においてよく取調べられて、委員会に御報告願いたいということを、委員長からお願い申し上げておきます。

次会は明日四日午前十時から開会することにいたしまして、本日はこれにて午後四時二十六分散会